

第一百五十六回国 参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号

平成十五年六月五日(木曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

六月四日 齋藤 勁君 和田ひろ子君 補欠選任

六月五日 田村耕太郎君 大塚 耕平君 大塚 康弘君 補欠選任

大塚 耕平君 大塚 康弘君 田 英夫君 補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 正昭君

理事 阿部 正俊君 国井 正幸君 中川 義雄君 山本 一太君 川橋 幸子君 榎葉賀津也君 山口那津男君 小泉 親司君 平野 達男君 愛知 治郎君 荒井 正吾君 泉 信也君 大仁田 厚君 加治屋義人君 木村 仁君

衆議院議員

修正案提出者 久間 章生君 修正案提出者 中谷 元君 修正案提出者 浜田 靖一君

北岡 秀二君 近藤 剛君 椎名 一保君 田村耕太郎君 武見 敬三君 谷川 秀善君 月原 茂皓君 福島啓史郎君 外添 要一君 松山 政司君 山下 善彦君 吉田 博美君 池口 修次君 岩本 司君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 佐藤 雄平君 鈴木 寛君 谷林 正昭君 広中和歌子君 松井 孝治君 和田ひろ子君 遠山 清彦君 山本 香苗君 山本 保君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 吉岡 吉典君 大江 康弘君 田村 秀昭君 田 英夫君

修正案提出者 前原 誠司君 修正案提出者 渡辺 周君 修正案提出者 赤松 正雄君 修正案提出者 井上 喜一君 内閣総理大臣 小泉純一郎君 外務大臣 川口 順子君 国務大臣 福田 康夫君 国防大臣 石破 茂君 国務大臣 鴻池 祥肇君 内閣官房副長官 上野 公成君 内閣官房副長官 赤城 徳彦君 防衛庁副長官 矢野 哲朗君 外務副大臣 佐藤 昭郎君 大臣政務官 防衛庁長官政務官 佐藤 昭郎君 政府特別補佐人 秋山 收君 内閣法制局長官 田中 信明君 事務局長 宮崎 礼壹君 常任委員会専門員 山本繁太郎君 政府参考人 山中 昭栄君 内閣法制局第一部長 守屋 武昌君 内閣府政策統括官 西川 徹矢君 防衛庁長官官房長 北原 巖男君 防衛庁防衛局長 防衛庁運用局長 防衛庁管理局长

法務大臣官房審議官 河村 博君 外務省総合外交政策局長 田中 恒夫君 外務省総合外交政策局国際社会協力部長 石川 薫君 外務省北米局長 海老原 紳君 外務省条約局長 林 景一君

本日の会議に付した案件 ○理事補欠選任の件 ○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第一百五十四回国会内閣提出、第一百五十六回国会衆議院送付) ○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第一百五十四回国会内閣提出、第一百五十六回国会衆議院送付) ○自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第一百五十四回国会内閣提出、第一百五十六回国会衆議院送付)

○委員長(山崎正昭君) たいだいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。昨日、辻泰弘君、齋藤勁君、田名部匡省君及び福島瑞穂君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君、和田ひろ子君、大江康弘君及び田英夫君が選任されました。また、本日、林紀子君が委員を辞任され、その補欠として吉岡吉典君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。



こととおっしゃっているのか、あるいはもう少し広く、自衛隊その他の軍関係以外のことも含めて、隣の国あるいは近隣の国、国際社会の中の国とい関係を持つていくということは要するに基本でございませうから、そういうことも含めていらっしやるのか、そこがよく分かりませぬけれども。広い意味でおっしゃっていらっしやるということであれば、当然に、先ほど申しましたように、国際社会の中で、我が国が国際社会の平和と安全、繁栄、これを確保していくための努力というものは外交努力として行っていることと、ごさいますから、そういったベースを作っていくということに外務省としてかかわっている、そういうために外交努力を行っている、そういうことであるかと思ひます。

○大江康弘君 私のこの質問の仕方では言葉足らずであったところは、お許しをいただきたいと思ひます。すけれども、いわゆる集団的自衛権というのは、これは自衛のためというふうな解釈でございませぬ。しかし、集団安全保障ということ、これは、いわゆる外交機能というものの一面があつて、それだけに、例えば、我が党の主張はこれ、国連軍を作つてということの主張ですけれども、もしそれが今の政府のいるんなら考えの中かなわなければ、いわゆる、例えば国連軍ができたときにそこに参加をしつたりとか、そして、多国籍軍とよく言われませうけれども、そういうものが国連において作られたときにやつぱりそれに参加をするということ、これは僕は集団安全保障という広い枠の中の一環で考えられるのではないかと。

だから、そういうこともこの七十三条の二項の中のいわゆる外交関係を処理するということであるから、いろいろな枝葉の法律を作ることでも大事ですけれども、しかし私はこの根拠があれば出れるのではないかと。しっかりと自衛隊が外に出ているのではないかと、こんなふうには解釈をしてお一人であるんです。

すけれども、もうちょっと今日は時間がありませぬので、今後、この自衛隊をしつかりと使うという部分は、私はこの七十三条の二項というものをこれを生かしてほしい、それと同時に、私はこの憲法の前文を見てみますと、いわゆる真ん中において、「国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」というこの部分がある。これは、ある意味においては法的な根拠にもなり得るんですけれども、これは願望を言つておるわけですね、占めたいと思ふんだと。しかし最後に、我々は、いずれの国家も、自国のことにみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等に關係に立とうとする各国の責務であると信じている。という、これは、ある意味では僕は実体的な根拠になり得るのではないかと。

だから、憲法の前文でこういうこともうたつてい、そして憲法の七十三条の二項においてやつぱりこういう外交関係を処理する、我が日本国の憲法においてはこういうことを述べておるわけですから、十分行けるのではないかと。今日を私は申し上げたわけでありませぬ。今日ももうこれ以上の御答弁は時間の関係で結構でありますので、私はやつぱりこれだけの根拠があればもうとつと自衛隊にしつかりとした行動をしていただけたらと思ひます。何かやつぱりここを生かしてほしいなということをお願いをさせていただきます。

それで、これは官房長官、今日は私、御予定がなかつたんですけれども、今日お越しになつておられますけれども、防衛庁長官に聞かせていただきます。

長官、防衛意識というものをやつぱりどう高めていくか、防衛の意識ですね。いわゆる幕末にあの吉田松陰が佐久間象山の下でいわゆる近代兵制を学んだ、その学んだときに吉田松陰が、やはりこの国を守るということ、備えとは艦や筒とは謂ならず、いわゆる船を持つたりとか大砲を持つ

たりということではないと。一番大事なのは我が島の大和魂ということ、精神が大事だと。これがなかつたらやはり本當の国防というものにはつながつていかないんだ、立派な武器を持つたつて、立派な備えをしたつて、やはり国民一人一人が自分の国を何かあつたときに国民の一人として責任を果たしていかないと、私は、私はそういう意識だと思ふんですけれども、やつぱりこういう防衛意識というものをどう高めていくのかというところが、これはある意味においては自衛隊の大きな理解にもつながつていく、そういうふうな考える一人なんですから、ちよつとこの辺は考え方というのは、防衛庁長官のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(石破茂君) 大変難しい質問で、私に身に余るところがございませぬが、基本的に私もこの国は四面環海で、島国で外敵と隔絶をされておつたということがあつて、その意識をなくとも日本国という一つの一体性があつたのだらうと思ひます。アメリカのように人工的に作つた国家というのは、国のために国のために国のためにということ意識的にやつていかなければ国家意識というのできなかつた。でも、日本の場合にはそれがなくてもふむふむつとした国家というものの意識があつたので、それが逆に言えば防衛意識というものに、やや欠けると言つてはいいませぬけれども、乏しいような面はあつたのだと思ひます。それはそれでとても幸せなことだつたのだらうというふうな思つています。

しかしながら、冷戦が終結して何が起つたかといへば、冷戦が終結して民族紛争であるとか領土紛争であるとかあるいは宗教紛争であるとか、そういういろいろな紛争の要因になるものは顕在化をして、まさしく冷戦の間、日本人の夢みたいな、そういうような意識というのでもつていたところがもたなくなつた。

そこで、我々はどうやつてきちんとした防衛意識というものを持つべきなのかということ、

我々政治の側も能動的にお願いをしていかねばならぬ。それは決して侵略戦争をする、そういうことではない。他国から攻められたときに、どうやつて我々の独立を守り、国民を守るかということなんだと。そこ、あの悲惨な戦争があつて敗戦があつて、そして冷戦が終わつてからの今日までの間にほとんど抜け落ちてしまつた時間があるのだらうと思つています。

この有事法制でもいろいろな御議論をいただきました。私もといたしましても、きちんとその辺を問ひ直して、国民の皆様方に国を守る、侵略することではなくて国を守るということはどういうことなのだ、ハードだけではないそういうものも必要なのだということをよく議論してまいりたいと思ひます。

○大江康弘君 これは、本来は官房長官にやつぱり政府として、国としての意思の中でお答えをしていただくべきであつたかと思ひますが、長官にお聞きをさせていただきます。ありがとうございます。

そこで、私は、やつぱり今回のこの有事法制の法案というのは、いわゆる国民の権利というものと国家の行動というものをどう調整するかという部分のある意味では法案ではなからうかなと、こんなふうな思ひます。それだけに、自衛隊が一朝事あれば、有事のときに本当に戦いやすい状況、本当に頑張つてくれる環境を作るといふ、そういう私は目的でもあろうかと思ひますが、やもすれば、何か自衛隊が、これは我々がもつと国民に説明しなけりやいけぬ、これから理解を求めなければいけない部分でありますけれども、そういうふうにと取られがちになつておるかも分りませぬ。

自衛隊の行動を制約するこの不合理をどう取つていくのかというところが本来の目的ではなく、やつぱり国を守る、国民を守る、財産を守つていくという、やはりそういう目的でもあるし、それで戦つた後はどう被害を最小限に食い止めるかという、やつぱりそういう一連の法案であると

いうふうには実は考えておる一人でありませぬ。それだけに、今後、そういう中でいろいろと不備な部分をどうしていくかという事は今後の課題でありますけれども。

私は、取りあえず長官、防衛庁長官、今の我々が国の中に内在をしておる危機あるいは外の正に今そこにある危機に対して取りあえず国民に対して安心感を与える、そして、そういう日本に対して何かあれば行ってやろうというように思っておる国に対してやっぱり強いメッセージを送るという意味において、私はある意味では、もうこういう今国の状況を考えたときに、自衛隊のこの中に警備区分というのがありますね。いわゆるどこを警備区分とすることでありますけれども、それが今、自衛隊の場合には、いわゆる自衛隊の基地と、そして在日の米軍基地ということに限定をされておると思うんですけれども、私は先般、山崎委員長に前段申し上げ、前回申し上げましたけれども、福井へ連れて行っていただいて、やっぱりあの原発の施設を見せていただいたときとか、やはりある意味では警察が守ることに對しても非常に限界が来てるのではないかと、場所、場所的に、そういうことを考えたときに、やっぱりこの警備区分というものをもうそろそろ見直していかなければいけない時期だというふうに思うんですけれども、この点は長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 委員の御指摘なのは、私どもの自衛隊法第八十一条に定めております警備行動の範囲をどこにするか、対象をどこにするかという御質問であろうかと存じます。

これも法を作り出すときにいろいろな議論はございました。原発を加えるべきではないかと、そのほか重要施設を加えるべきではないかと、そういうような議論も随分と与党の中でもいたしました。結果といたしまして、自衛隊の施設でありまして、結果といたしまして、防衛施設であつて、まさしく防衛をするために用いる施設であるというところで、そのほかのものはまた性質が違うのでは

ないか、重要施設ということでもよくくりにするのではなくて、まさしく一朝事があったときに、あるいはそれが起こらないために用いる防衛の施設であるということでも切り分けをいたしまして、自衛隊による警備ということをしていただいております。

この委員会の中でも公安委員長からも御答弁がございましたが、例えば原発でありますとか大使館でありますとか、そういうものはいわゆる警察あるいは海上保安庁、そういうものによつてきちんとした警備がなされておる。そしてまた、何かあつた場合には、それが治安行動なり、そういうような防衛庁の、自衛隊が持つております法律によつて行動すべく、そこで間断ない、間断のない連携を図つておる、こういうことを私も今立場といたしております。これについてどうするべきかということとは国会でもいろいろ御議論がござります。また、私どもとしてはこの御議論を拝聴してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

防衛庁長官、最後にちよつと一点、武器使用の制限に対してちよつとお聞きをしますけれども、イラクの今後これどうなるかということの中で、これはいろいろ、あそこが戦争が終了しておるのか、あるいは戦闘地域ということがあろうかと思つておる。私はやっぱり、これは一番どこにこの原因があるのかといえ、やはり内閣法制局が自衛隊の行動というものを、武力行使を必要最小限というふうな形にとどめておる。この必要最小限という言葉が非常に分かりにくい。必要最小限という解釈がはっきりしないものですから、戦闘地域とか非戦闘地域とか、あるいは戦闘と一体だとか一体でないだとか、やはりこういう武器を、何を、これは駄目だというような議論を私は生んでおる原因であるんじゃないかと、こう思う一人でありますけれども。

やはりこれは、今の私は武器使用ということに關しては一貫して申し上げておりますけれども、現場において使うものに関しては、これはシビリ

アンコントロールということではなくて、やはり武力行使という段階までこれはシビリアンコントロールをしつかり働かせて、そしていつたん出たということになれば、これはもう現場がしつかりと我々国民の高い信頼の下の中で判断をさせてやるべきだというふうな思ふんですけれども、このことは長官、どうでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) もちろんPKOでも一般の国内における活動においてもそうでございますが、武器の使用の判断を、それぞれの判断自体は確かに個々の隊員がいたします。個々が判断しなければその現場に於いてはできません。しかしながら、その行動というものをどういふふうな評価をするかといえ、それは内閣総理大臣を頂点といたします一連の指揮命令系統の中においてそれは撃つのです。行動するのです。それは個人個人が勝手にばらばらにやる、個人の責任においてやるというふうな形を取つておりませぬ。

そういうふうな形で考えてみましたときに、武器の使用権限をどうするのだと、緩和をすべきだ、いろいろな御議論があることも私よく承知をいたしております。これは、例えばPKO法の改正のときに、今までと比べて新しい例えば自己の管理の下に入った者とか、そういう概念を作り出した。もう一度、私どもは今ある法律でどこまできちんとしておるのかということをやちゃんと検証したと思つております。

併せて、私どもは海外において武力の行使をいたしません。そしてまた、それと一体化となるようなこともしてはならない。したがうに自分たちが安全なところ、安全なところというの自分たちだけが傷付かなきゃいいとかそういうことではないのです。安全なところ、戦闘が行われておらず、戦闘が行われることが予想されない地域ということを選んではおる。どうやってきちんとして任務を遂行するか、国際社会から与えられた任務を遂行するか、そういう観点で行わせていただいております。

それと今の基準、これできちんとどこまでできるか、まずそれを検証し、日本国として国際社会の責任を果たせるような、そういうことであるべきだ。

武器の使用の基準の緩和につきましては、私ここで答弁をするべきことだと考えております。

○大江康弘君 ありがとうございます。

○田英夫君 韓国の盧武鉉大統領が明日、来日をされます。もう言うまでもありませんが、金大中前大統領と同様に、北朝鮮に対しては太陽政策を取り続ける、そういうことで、日本に対していろいろ配慮をされて、もう過去の歴史のことについては改めて触れないというようなことも言われていたようにありますが、そのやさきに麻生発言が出てくると、触れないわけにはいなくなつてきていくというふうなことも韓国の報道機関から伝えられております。この今審議中の法案というものの、韓国の側からすれば、北朝鮮との間の緊張を高めるのではないかと、北朝鮮と余り好ましいものではないと、こう考えざるを得ないのではないかと、も思います。

そういう点で、盧武鉉大統領と小泉総理との間では当然共同声明というふうなことになるんでしようが、これは官房長官の領域かと思つておるが、その辺の日本側の盧武鉉大統領を迎えらるる姿勢というものをお聞かせいただきたいと思つておる。

○国務大臣(川口順子君) 日本と韓国の関係は、金大中大統領の大統領でいらした五年間非常に大きく強いものに発展をしたというふうに思つておる。一番端的な例は昨年のワールドカップのサッカーの共催でございます。その過程を通じて、日本と韓国の国民のレベルでも連帯感というのが生まれたというふうに思つておる。盧武鉉大統領が明日いらつしやいます。総理との間でこの日韓二国間関係をますます強固なものにしていくということについて当然お話しをいたしたく。そして、北朝鮮、これも両国にとつてこ

の問題は重要な問題でございまして、それについて十分な時間を割いてお話しをいたしたく、ということではないかと思ひます。

○田英夫君 私、冒頭にこのことを取り上げましたのは、韓国の現政権は北朝鮮に対していわゆる太陽政策、融和政策を取っているわけでありますが、同時に、アメリカとの関係で苦慮しているということも事実ですね。

さきの日米会談、首脳会談では、北に対してより強い、より強硬な措置を取る可能性を残している、より強い措置というところが、韓国の、米韓会談の、首脳会談の結果では、追加的措置とか一層の措置とかいうようなややソフトな、まあこれはアメリカの配慮かもしれないけれども、そこに非常に微妙なものがあります。

これから先、この法案というものが、やはりずばり言つてしまえば北朝鮮というものをみんな意識していることは事実であります。北朝鮮との関係を、やはりこの法案が動き出すようなものにしてはならない、平和なものにしていくということが大切だと私は思ふんですが、いづれにしても、今、北朝鮮との関係をどう進めていくのか全く見えません、今の政府のやり方では。

今、中東問題でロードマップという言葉がしきりに使われていますから、そういう意味でいうと、対北朝鮮外交のロードマップをお示しいただきたい、こう思いますね。本当にこれは一番重要なことになってきたんじゃないか。もちろん、ロードマップも非常に詳しいものから、あるいはただ方向を付けるだけというマップもあるでしょうが、そういうことを政府はお考えになつておるか、まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) まず、北朝鮮との間で政府がどのようにこの問題を解決したいかということについての考え方、これは今まで様々な折に明確にお話をさせていただいてるところでございまして、これは、日朝平壤宣言に従ひまして、交渉によって核の問題を含む安保問題、拉致問題といった日朝間の諸懸案を包括的に解決をする、

そして北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すると、そういう方針でございまして。これが北朝鮮自身にとって利益となるということも北朝鮮に理解をさせるということが重要であるというふうにご考えています。

それで、政府としては、今後、米韓とも引き続き緊密に連携をし、そしてまた中国やロシアといった近隣の関係を持つている国、あるいはIAEAのような関係の国際機関、こういふところと協力をしながら、引き続き外交努力を傾注する考えであります。そして、北朝鮮が国際社会の一員として行動するように求めていくということでございます。平和的に外交努力により解決をしていくということについては、これは先般の日米の首脳会談の折にもこのことについては一致をしているところでございます。

○田英夫君 ロードマップでその行き先は、最後の到達点というのは、やはり日朝国交正常化だということをお示しはつきりさせる必要がある。今、包括的というふうに使われて、拉致問題もある、核の問題もある、いろいろ日朝間に問題があるというふうなことで、包括的というのと、いかにソフトでいいたうでなければ、だから国民は分からないんですね、何から解決していくのか、どういう段取りで解決していくのか。政府の中には拉致問題を解決しなけりや一切先に進まないということを公言してはばからない方もおられる。そういう、外務省の中も意見が一致していません。既に昨日も自民党議員からも指摘がありました。

そういうことではいけないんであつて、本当に北朝鮮との間に平和的な話し合いで問題を解決していくというロードマップを作つていただきたいということをお示しいただきたいということをお求めをしておきます。

一体、北朝鮮との関係を今サミットでいろいろ南国の方に総理から訴えをして、拉致問題についても理解を深めたと、いかにもそれが成果のごとく報道されておりますけれども、本当にそれは成果になるのだろうか。拉致問題あるいは核の問題

を、分かつた、あそこはそういうことをしているんだなと各国が、G8のうちの日本を除く各国が理解したとしても、それは力になりますか。多國間の理解を得たと、それが力になるでしょうか。圧力にはなるかもしれませんが、じつとした。しかし、それは北朝鮮が不快感を高めるだけであつて、だからといって日本と北との間の問題が解決することにはつながらないと思ひますよ。もつと日本自身が独自に、水面下も含めていいですか、北と本間に話を始めることが大事じゃないですか。

今、拉致問題の問題に対する対応を誤りましたから、止まつてしまつて糸口がない、話し合いを始める糸口がない。まず、どうやつて話し合いを始めるのか、それだけでいいですから、外務大臣、どう考えておられますか。

○国務大臣(川口順子君) 正に、昨年九月十七日に総理が自ら決断をなさり、北朝鮮に行かれ、そして話し合いの糸口を作られたわけでございます。そして、日朝平壤宣言に署名をなさつて、先ほど申しましたように、これのつとつてやつていくというのが我が国の考え方であつて、これについては北朝鮮側も金正日総書記が署名をしていくわけですから、そのように思つておられるという考え方はきちんとしておられると存じます。

現時点で、国交正常化交渉を再開するということについては、残念ながらまだ立っていないというところでありまして、委員が先ほどロードマップとおつしやつていらつしやいますけれども、どのようにこれを進めていくかという考え方、これについてはきちんとして御説明をし、また北朝鮮側とも考え方については、そういう日朝平壤宣言という形で一致はしているということでございます。

○田英夫君 北京で行われましたアメリカと中国と北朝鮮の三者会談、これを行われたこと自体は歓迎すべきことではようけれども、そこはやはり北朝鮮は、日本と韓国は意識的に入れていない。日本と韓国はそれに入ることを希望している

ことは事実ですけれども、入れない。中国が説得をしても、北朝鮮は私には入れないと思ひますよ。あそこを一つの打開策にする、北京の三者会談を打開策にする、これはなかなか難しい。問題は、日本と北との関係をどう打開するかという、本当にこつちの主体的な姿勢というものをきちんとしてい限り、周りの国々を頼つても駄目だ、こう言わざるを得ない。

それには、そのかぎは一体何なんだという、やはり過去の問題もありますよ。そして拉致問題もあります。そういうことをどう対応するかというのをもつと明快に積極的に出していくべきじゃないでしょうか、北に対して。それこそ水面下でもいいんですから、接触はできないわけではない。もう一つ、そこを進んで、外務大臣からお述べいただきたい。

○国務大臣(川口順子君) まず、三者会談に日本と韓国の間が入るべきであるということをお示しは、私も韓国も主張をしておりますけれども、それについては先般の、例えば日本と、小泉総理と胡錦濤主席との会談においても中国側から理解を示されているわけでございます。

それで、何をロードマップと呼ぶかということとは別にいたしまして、どのように北朝鮮との間で対応していくかということについては、これは米國及び韓国と緊密に連携をし、また北朝鮮の動向も注視をしながら、北朝鮮に対して前向きな行動を取らせるための方策を米國、韓国とは連携をし、議論をしてきているわけでございます。その具体的な内容が何かということについては、これは相手もある話でございますので差し控させていただきます。日朝関係も含めて今後の北朝鮮政策については常に考え、常に検討をしてきておられることでございます。

○田英夫君 依然として全く、霧が掛かっているところか、道が全く見えませんね。これでは全く前へ進まない。

そこへ、この今日審議をして上げようという声が出てこの法案ができますと、相手側の立場に立つてみればすぐ分かるんですよ。北から見れば、こういうものが日本で用意されたということは大変好ましくない。そういう中でロードを進んでいこうとしても無理ですね。

時間が来てしまいました。それだけ申し上げて、終わります。

ありがとうございます。

○樺葉賀津也君 民主党・新緑風会の樺葉賀津也でございます。

昨日、私の尊敬する山本一太先生が、防衛庁長官が正に適材適所ですばらしいという発言がありました。私は、長官もすばらしいですけれども、今ロードマップの話もありましたが、とりわけ中東問題に関しますと、川口大臣の今日までの御努力というものは、非常に過去の日本の外交を考えますと多大な貢献をなさってくださったと思っています。

今朝の新聞でも、イスラエルがパレスチナの独立国家承認という記事が早速載りまして、聖地エルサレムを共有してもいいんじゃないかというような話があったり、パレスチナはテロをやめる、そしてイスラエルは無認可の住居建設を、植民をやめるといふ報道がありました。

冒頭、この古くて新しい今の展開について、大臣の見解を求めたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 中東和平についても、カルテットのロードマップということで、二国家、二つの国家が併存をして平和的に共存をするということについてそれを認め、そして三年にわたってステップを踏んでそこまで到達をするということが道筋が描かれているわけでございまして、その第一歩は、武力の行使あるいはテロ等の暴力をやめるといふことが第一歩、パレスチナ側が行うということであり、イスラエル側が植民をしたところから撤退をするという話があるわけでして、こういう形で今、中東和平が一步前進をしているというところは非常にうれしいことであります。

私は、先般中東に行きまして、正にその日、アブ・マーゼン内閣がPLCという議会によって認められたわけでございますけれども、そういったタイミングを使って、我が国としても中東の和平の前進についてはロードマップによって働き掛けてきたということでございます。これはあくまで第一歩でございます。簡単に物事がすすらと進むということにはなかなかならない、難しいことでございますけれども、これについて忍耐強く関係者が努力をしていくということが重要であると思っております。我が国も引き続きこれを支援していくという考え方であります。

具体的には、例えば先般、信頼醸成会議、これは両者の中で信頼を作っていくことが非常に大事でございますので、それを東京で開催をしたということもやっております。改革についての支援も日本は今まで行っておりますし、今後引き続き行っていくということについても、先般私が訪問したときに言っております。我が国も側面から努力をし、この中東和平の問題が引き続き前進をしていくということについて期待をいたしているわけでございます。

○樺葉賀津也君 有事法制を語るときに欠かせないのが、その反対側にある外交努力、とりわけ信頼醸成や予防外交といったものなんだろうというふうに思います。よくこの有事法制を語りましますきに、九・一一であるとか、イラク情勢であるとか、北朝鮮の脅威からこの有事法制が急に今国会で上程されてきたというような錯覚が国内にございまして、全くそういうわけではございません。九・一一以降の時点でも、二〇〇〇年の三月で与党三党が法制化を政府にも要請している、そして二〇〇一年の一月には、当時の森首相がこれを検討するということを施政方針でも述べられている。

野党におりますと、様々な問題が政局中心で動くことが間々あるということ、国会議員になつて学びました。しかし、外交であるとか防衛であるとか安全保障の問題という問題は、私はな

るべくこういった政局に左右されずしつかりと委員会の場で審議をする姿勢が大事だというふうな考え方をしております。

そこで、私が呼んだわけではないんですけども、前原委員、先生にお伺いするんですけども、どうしてこの有事法制の整備というものが今まで遅れてしまったんでしょうか。同世代をリードする政治家として御意見を願いたいと思っております。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、主権国家として、平和を追求して、そして自国を戦争のふちに追いやらない、そういった外交努力が徹頭徹尾されるべきだというふうに認識をしております。

ただ、その努力はあらゆる限り行つたとしても、万が一の事態においてそういった法律がないということ、やはり主権国家として、最終的には国民の生命、財産を守る責務を負う国政の私は一番大事なポイントとして、有事法制が整備されていかなかったというのは極めて問題であった。この状況に至つてようやく第一歩が踏み出されるということについては遅きに失したという感じがいたしております。

今までのような国会の論議というものを見てまいりましたけれども、例えば法制化を前提としないうで検討するとか、訳の分からない議論がまかり通つていた国政自体、私は大きな問題だと思いますし、そういった議論がようやくできるようなことになったことというのは極めて大事だと思います。

しかしながら、改めて付け加えますけれども、セーフティネットとしてのこの法律というものが使われない法律になるように、国政にある者として、はみん外交努力、平和への努力というものをやっているとはいけないう思ひを改めて感じていくことを申し上げたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 次の質問には最高前振りをしていただきまして、ありがとうございます。ジュネーブ条約に関してお伺いしたいんですけども、日本は一九五三年、いわゆる陸の条約、

海の条約、捕虜の条約、そして文民の条約といふいわゆるジュネーブ四条約に、五一年のサンフランシスコ講和条約を受けまして加入をしました。いわゆる第一議定書、第二議定書というものには未批准なんですけれども、そして、それを適用する国内の法整備も全くと云つていいほどされていないというのが現状です。だからこそ、先日の川口大臣が、同僚の岡崎トミ子委員の質問に対しまして、事態対処に関する諸法制の整備と同時に、同じくして追加議定書を締結していくということをはつきりと御答弁してくださいました。私もそのとおりなんだろうと思ひます。

しかし、この問題は、いわゆる有事というものは我々の法整備を待つてくれません。もし、今のジュネーブの条約に対する国内整備ができていない段階で、この国内において捕虜が発生する事態が起こることは容易に想像することができかねるわけでございますけれども、このときの所管というのは一体どこになるんでしょうか。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、現在、我が国はジュネーブ諸条約の追加議定書を締結しておりませんけれども、事態対処に関する諸法制の整備全体と時期を同じくして締結する方向で正に現在詳細な検討を行つております。

捕虜の取扱いに関する法制については現在関係省庁間で検討をさせていただいていることを御承知かと存じますが、その上で、あくまで仮定の問題として、我が国による追加議定書の締結前に、我が国に対する武力攻撃事態が発生し、相手国の捕虜が生じた場合について申し上げますと、我が国としては、既に締結済みである捕虜の待遇に関するジュネーブ条約、いわゆる第三条約でございまして、の規定に従つて捕虜を取り扱うことになると考えられます。

今後整備される捕虜の取扱いに関する法制は、現時点におきましては、防衛庁を中心としてその所管になるということで検討が進められております。

他方、外務省といたしましては、捕虜の取扱に  
関する我が国の法制の内容や実際の捕虜の取扱  
に於てジュネーブ第三條約等の国際法の規定に合致  
したものとなるよう適切な役割を果たしていくこ  
とになると、このように考えております。

○樺葉賀津也君 じゃ、外務省が所管ということ  
でいいんですね。

○政府参考人(石川薫君) 現時点では、この捕虜  
の取扱に關する法制は防衛庁が所管するという  
ことで検討を進めております。

ただ、第三條約につきましては、海外との連絡  
等々がございます。その意味におきまして、外務  
省も適切な役割を果たしていくと、こういうこと  
でございます。

○樺葉賀津也君 防衛庁が所管なら防衛庁の方が  
御答弁してくだされればいいと思ふんですけれど  
も。

では、もし捕虜が発生した場合、その捕虜はど  
こに收容されるんですか。

○國務大臣(石破茂君) うちだと決まったわけでは  
ありません。

ただ、今の外務省のお答えになりましたのは、  
ジュネーブ第三條約第三十九條第一項にこう書い  
てあります。抑留国の正規の軍隊に属する責任の  
ある將校の直接の指揮下の下に捕虜收容所は置か  
なければいけないと、こういうことになっており  
ます。ここでまた、じゃまた軍隊とは何だみたい  
な話になるわけですが、抑留国の正規の軍隊に属  
する責任のある將校の直接の指揮下ということ  
何かと言え、我が国の場合には防衛庁、自衛隊  
しかあり得ない、こういうことで御答弁をなさ  
たというふうに考えております。

私もどなたもいたしましては、それじゃどこに收容  
をするのというような取扱組織、そして捕虜の資  
格の認定をどのようにするのか、そして捕虜とな  
る前の行為がいわゆる戦争犯罪に該当する場合に  
はどういう刑事手続を取るかというような関係  
も含めまして、どういふような待遇をしていくか  
ということになります。そういうこと等々で

す。そしてまた、ジュネーブ諸條約の規定を受け  
て具体的な取扱をどうするか、そのようなこと  
をまさしくこれから先、議論をしていくことにな  
るわけでございます。この対処法の二十二條第二  
号におきまして、今後整備すべき事態対処法制に  
つ効果的に実施されるようにするものとされてい  
るというのはそういう意味でございます。

戦前は、例えば日露戦争におきまして、ロシア  
の捕虜というものを大變人道的に我が国は処遇を  
いたしました。そういうような戦前のいふようなこ  
とはあるのですが、戦後のジュネーブ條約を受け  
てどのようにやるのか。例えば、捕虜が作業をい  
たします。それに対してはお給料というのか何と  
いうのか、そういうのを払わねばなりません。捕  
虜が手紙を出す場合にはその切手も支給をしなけ  
ればいけません。そういうことまで事細かにず  
らつとございます。そういうことについて、この  
事態対処法を受けましてきちんと取り組んでまい  
りたい。各省庁、連携してまいります。

○樺葉賀津也君 私、国会議員になって二年なん  
ですけれども、いろいろなことが分かってまいり  
ました。難しい質問というか分りにくい質問に  
なるかと答弁長くなるんですね。だんだん、私、ば  
かなものですか、聞いている方も分らないか  
なつてきて、何を聞いているのかも分らないか  
なつてくる。これ今、どこで收容されるのですか  
と言つたんですから、あくまで仮定の話で結構で  
すから、どこに收容されますと端的に答えていた  
だくと、後から議事録を読む方も大變分かりやす  
いということになりますので、よろしく願ひを  
いたしたいと思います。

收容されます。恐らく留置所とか收容されるん  
でしょう。收容するところないんですから。その  
辺の体育館に收容するわけにはいかない。これ、  
收容した捕虜は、捕まえるということ、何か日  
本に侵略したり、日本に好ましくないことをする  
から捕提するなり捕まえるわけですよ。この  
方々の裁判というか、裁きというものは一体どう

やるんでしようか。

○政府参考人(石川薫君) まず、捕虜の待遇につ  
いてでございますけれども、国際法の観点から一  
言申し上げたいと存じます。

ジュネーブ第三條約は既に百九十一か国によつ  
て締結されており、これらの締結国はこの條約の  
規定に従つて捕虜を取り扱うということになつて  
います。また、捕虜の人道的な待遇を含め、この  
條約に示されている一般原則は既に国際慣習法と  
して確立している、このように考えられます。

したがって、この国際法の観点から申し上げ  
ますと、各国は、ジュネーブ諸條約は、ジュ  
ネーブ諸條約の追加議定書の締結とかかわりな  
く、武力紛争に際して捕虜を人道的に待遇する義  
務を負つておられることをまずお答え申し上げ  
たいと存じます。

○樺葉賀津也君 その第一議定書にはまだ批准し  
てないんですから……(発言する者あり)追加議定  
書ですね、してませんか、いろいろな問題もあ  
ると思ふんですけれども。

もう一度聞きます。端的に、捕虜はどこに收容  
されますか。石川さん、願ひします。

○委員長(山崎正昭君) 石川部長。——指名され  
ていますよ。石川部長。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。  
先ほど来お答え申し上げておりますように、第  
三議定書の規定に従つて捕虜を人道的に扱うとい  
うことから判断されるというふうな考えでござ  
います。

○政府参考人(林景一君) 石川同僚の方から国際  
法上の観点の御説明をしておりますけれども、先  
生のお尋ねに正面から答えることは非常に難し  
いのは、正に国際法のレベルにおきまして、我が国  
は一定の義務、これは国際慣習法化している部分  
もあると思ひますし、我が国が締結済みでござ  
いますハーグの陸戦規則でありますとか、あるいは  
ジュネーブ第三條約、この中にも既に捕虜の取扱  
いの規定はあるわけでございますので、第一追加  
議定書そのもので捕虜の要件を緩和したところは

ございますけれども、捕虜の待遇そのものにつ  
いて大幅に目新しい規定を追加しているというこ  
とはないんです。

基本的には捕虜の待遇というのは、今、世界の  
規範として申しますと、第三條約で決められてお  
るというふうにお考えいただいていいかと思つ  
てございますけれども、その第三條約を、御指摘  
があったサンフランシスコ平和條約を締結しま  
すときに一年以内ということで急遽入つて、その  
ときに国内法を整備してこなかった、しておら  
なかった、これは極めて異例な事態でございます。

その後において、これが正に有事法制そのもの  
だということ、これだけ有事法制の中の部分を  
特記して整備することがなされてこずに、  
正に今回、有事法制ということで整備されるとい  
うことで、初めて、場所がどうか、具体的な  
司法関係の取扱をどうするんだということが初  
めて決まってくるわけで、これが整備されてない  
以上、整備されてない状況でどうするんだと、こ  
う言われても、なかなか正面からお答えできな  
いというのが今の状況でございます。

○樺葉賀津也君 同僚の松井議員が決算の場にお  
いて、また様々な場において、この統制行政の  
弊害というものを事あるごとに訴えてきてまい  
りました。いわゆる縄張意識の問題。しかし、この  
問題はその逆で、非常に消極的な縄張意識。質問  
取りをやつておるときも、これは私のところでは  
と言つたり、非常にだれがどの答弁するかもは  
つきりしない。これはやむを得ないと思ふんです。  
こういう歴史にあり、こういう現状にあるん  
です。

私、問題は、イラクに行つて様々な人道的支援  
をします。復興支援しますということも大事で  
しょう。世界の方々を助けます。国際平和を作  
ていきます。人権考えますということも大事で  
しょう。しかし、我が国は、日本で起こり得る捕  
虜の人権さえも確保することがままならない、捕  
虜の人権さえも、捕虜の問題さえもきつちりと法  
律的に整備されていなかったというのが現状なん

です。私は、まず足下からきつちりやつていく、その必要があると思うんですけども、この点は是非コメントをしておきたいというふうに思います。

次に、事態対処専門委員会のことについてお伺いしたいんですけども、時間がなくなつてまいりましたので少し飛ばして質問をしたいと思ひますけれども、官房長官にお伺いしますけれども、この専門委員会の前の安全保障会議ですね、この安全保障会議の諮問内容であるか議論の内容というものは、これは公表されるんでしょうか、公開されるんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 安全保障会議における議論につきましては、事柄の性質上、この安全保障会議の諮問内容等によりまして非公開と、こういうことになっております。

具体的な内容を公表しておりませんが、安全保障会議における決定事項については、これはこれまでどおり公表していくことになりました。また、ということですね。よろしいですね、それです。

○櫻葉賀津也君 はい、いいです。ただ、私、いろんな情報をあちこちから、専門委員会も安全保障会議も取るんだらうというふうに思っています。情報というのはえてして恣意的なものもありますし、何が客観的な情報かというものも難しい、不確実な情報もあるでしょう。イラクの状況を考えましても、大量破壊兵器があるという確かな情報があると言いながら、いまだに大量破壊兵器は見つかつてこないという現実もあるわけでございます。

私は、そのオペレーション上公開できないと、理由はよく分かります。しかし、こういった情報は事後的に検証する意味も含めまして、事後から、情報を後に開示して事後検証システムというものもきつちりと構築する必要があると思うんですけれども、その観点から、後に情報公開を考えるとということはないんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) このことは、外交上の

いろいろなことについても同様の扱いされております。おると思いますが、一定期間公表できないものもあるし、それからもつと長い期間、若しくは公表できないというようなこともあるものもあるんじゃないかと思ひます。ですから、それは公開できるものは公開すべきというふうに思ひます。

また、国会でもつていろいろ御審議をいただくということもございまして、その内容そのものでないかもしれぬけれども、よく国会でも御認識いただき、又は御理解いただけるような情報公開というか、そういうものには努めなければいけないというふうには思つております。

○櫻葉賀津也君 私は、一九三一年の満州事変の後の三三年のリットン調査団、そういう例もありまして、また実際に、この有事というものは、例えば原発の問題なんかを考えると、外からの武力行使による有事よりも、比較的、災害であるとか人的ミスであるとか国内のトラブルによつて起こる問題もたくさんあると思ひます。しかし、そういった問題が実は外からの武力攻撃ではなかつたんですよという証明をきつちりとしていくために、これ少なくとも事後の情報公開制度というものは極めて有用だと思ひますけれども、どうでしょうか、長官。

○国務大臣(福田康夫君) 現在行われていることについての情報公開ということは、これは相手の国との関係もあります。また、じゃ、その将来すべて公開できるかどうか。これはやはり、相手の国のこともあるということも考えますと、すべて公開できるかどうか、それはその案件ごとに判断すべき問題だと思ひます。

例えば、柳条溝のことですね。柳条溝事件について、この外務省筋の第一報が、現地からの第一報は、これは電報であるわけです。本部に来ていたようなことについては、今、アジア歴史資料センターというのがございまして、そこでその電報を、電文見れることになつていまして、

そういうような形で、やはり歴史の資料としてこれは努めて公開すべき義務があるというように私は思つております。

○櫻葉賀津也君 様々な問題の透明性や説明責任を考えると、そういった点で私は民主党の提案者です。この問題に判断の根拠というものを主張されたらどうと思ひます。

最後に、この問題について民主党の提案者の御意見を聞いて、私の質問を松井委員に替わりたいと思ひます。

○衆議院議員(前原誠司君) この事態認定というものについては、初めの原案は、おそれ、予測といたつたというものもありませんし、一体どういう根拠をベースにして認定をするのかということについては、私は、おそれがなくなつて予測と武力攻撃事態という二つになつたとしても、これはグレーゾーンというものは残るんだと思ひます。

したがつて、認定については、恣意的なものが入らない、そして国民から見客観的な判断基準がやつぱり示されることが、私は、国民に協力を求め、そして何よりも自衛隊を動かすということにおいては必要なんだろうという観点から、できる限りの情報公開を政府に課すという意味でこういったものを修正点として求め、そして盛り込んだということでありまして。

○櫻葉賀津也君 ありがとうございます。○松井孝治君 引き続きまして、民主党の松井孝治でございます。

今日は修正案の提案者である前原誠司衆議院議員にも御出席をいただきましたので、前原議員の見解と政府側の見解を比較しながら、将来、本当にこの前原議員を中心とした民主党が政権を担えるのかどうか、それを検証する意味でも御質問をしてみたいと思ひます。

まず、月曜日に、私、この委員会で、福田官房長官、石破大臣あるいは鴻池大臣も含めて御質問させていただきます。もし、例えば院内の閣議室で閣議をされている最中に、それこそ万が一の

事態があつて、首相を始めとして閣僚全員欠けてしまつたようなときにどうなるんだというような御質問をいたしました。ある新聞にそれを報道をいただきました。『首相と全閣僚死亡も 危機管理を検討』というふうに官房長官は言明されたという記事が出ておりました。私の印象は、もう少し、そこまで踏み込んだ御答弁であつたかどうか、ちよつと議事録を精査してみないと分からないという印象を率直に持つております。

修正案の提案者である前原議員にお尋ねしますが、いざ本場に有事という場合に、全閣僚が欠けてしまふ場合もあるわけです。その際に、今の内閣の運用は、第五順序まで閣僚を総理大臣の代行としてあらかじめ指定をしておられます。内閣法九条に基づいて指定をしておられます。この運用ですね。

それから、この前も議論をしたんですが、例えば、仮に今の憲法上、この内閣法九条で指定できるのは閣僚までなんです。そうすると、第十七順位まで仮に指定したとして、もし閣議室で何かあつたときにはどうにもならないわけでありまして。その意味で私は、官房長官に、閣議の運営の在り方を変えなければいけないのではないかと、いうことを御提案をいたしまして、新聞報道では、官房長官もそれも検討するといふふうにおつしやつたといふふうになつていまして、私ちよつと、議事録の速報版を速記部にお願ひして確認をいたしましたところ、基本的に閣議の運営というものは全会一致でなければいけないのでなかなか難しい、けれども、検討はするといふぐらいの答弁だつたと思ひます。

この内閣法九条の総理が欠けたときの代行者の指定、あるいは閣議の在り方ですね。本場に週に二回の院内閣議をやつていられるわけです、時間もオープンにして。

今日も法制局お見えいたしておりますけれども、法制局の解釈は、憲法上、閣議というのは全員一致でなければいけない。その全員一致の閣議をそう軽々に、例えば鴻池大臣はふだんこの閣議



に参加されず、防災担当大臣は、あるいは石破長官は参加されず、別の形で内閣の意思形成に参画される。その場に必ずしもいなくてもいいんじゃないかということについてはなかなか難しいという答弁が官房長官からは前回あったわけであります。これについて、本当に危機のときに、この法制、何のためにやっているかというところ、本当に考えたくないことが起こってしまったときにどうやってこの国の指揮命令系統を確保するのか、私は、それが我々政府にかかわる、あるいは国会にかかわる人間の責務だと思っております。そういう最悪の事態にどうやって日本国の国民の生命、財産を守るのか、その辺りについて修正案提案者である前原議員の見解をまず伺いたいと思っております。

○衆議院議員(前原誠司君) まず、内閣法第九条についてお話をしたいと思いますけれども、委員御指摘のように、今は運用で五番目までの順位が決まっているということでありませぬけれども、アメリカはもちろん大統領制で、日本の議院内閣制とは違いますけれども、すべてナンバーが付いているということでありませぬ、これは議員も御承知のことだと思えますけれども、例えば大統領就任式には副大統領は同席をしないということになっていきます、また、居場所も基本的には伏せておくと、こういう形になって危機管理をしていくわけです。そういう意味で、私は、五番までしか運用上決めていないということは、やはり考え直す必要があると思えます。それが第一点と。

しかし、すべての閣僚がいなくなるという可能性もある、その後の対応策をどう考えるのかということ、議員御指摘のように、これは、難しいけれども検討するじゃなくて、やはり最悪のことを常に考えておくのが危機管理だと思えますので、そこは私は運用なり法律を改正するという前提でやっぱり考え直していかなくてはいけないことだと思えます。

て全会一致でなくては行けないということに法制局の答弁はなっているわけでありませぬ、必ずしも私は憲法第六十六条の三項が全会一致を決めているように読めませぬ。

したがって、これは議員が、御自身が橋本内閣のときに行政改革本部の中で取り組まれたことだと思えますけれども、やはり私は、この全会一致のルールというものを、やっぱり慣例としてやられているものだと思えますので、その点はやっぱり変えていくということが必要なんではないかと思えます。

少し例が、前提が異なるので例としてはふさわしくないかもしませんが、私は内閣総理大臣の機能強化というのは必要だと思っております、それをやっつけていかなくては行けない、時代の変化に対応していくためにはそれは必要だと思えます。今の全会一致は、何か戦前の、これは一九三六年の広田内閣のときだったと思えますけれども、軍部大臣の現役武官制ということを決めて、そしていよいよの一大臣が決まらないということの内閣そのものが全然機能しなくて、またそれが日本を戦争の道へ、泥沼に突っ込んでいった。そして、広田弘毅氏は文民で唯一、A級戦犯、東京裁判で受けた。これがよかつたかどうかという判断は別として、そういうことが一つの理由とされたということがあります。

私はそういうことから考えても、やはり一人の大臣が絶対に強固に反対したらまともでないということ、それはやっぱりおかしいと思えますので、そういった全会一致の原則というものは慣例である、憲法はそこまで求めていないということ、私は閣議の在り方そのものを改めていくべきではないかと思えます。

もう一言だけ加えさせていたたくと、事務次官会議でほとんど決まっているんですね。そして、署名で花押を一生懸命みんな書いていて、それで終わるという閣議というのは異常だということふうには私は思えますので、まずそこから変えていくことが必要なんではないかと思えます。

○松井孝治君 明快な御答弁だったと思えます。ちよつと鴻池大臣に、済みませぬ、急に、鴻池大臣、鴻池大臣、国務大臣としてお務めの中で、やっぱり閣議というのは絶対その場に週二回出なければ内閣として連帯責任を負えないと思われませぬ。個人的見解で結構です、お答えください。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 閣僚の一人として現行の状況に身を置かざるやいかぬというふうには、まず基本的には思っております。

ただ、個人的にどうかと言われれば、今現在も海外へ御出張の閣僚もおられます、あるいは国内でいわれるその省の公務のためにおられない閣僚も、時に閣議、火曜、金曜日にはおられるわけでありませぬ、そういう運用というものは私は可能であると、このように考えております。

○松井孝治君 個人的見解ということですが、明快な御答弁だったと思えます。

石破大臣、防衛庁長官ではなくて石破国務大臣、個人的見解でも結構です。同じ質問でございます。

○国務大臣(石破茂君) 私もそれはそうだと思います。

○松井孝治君 明快な御答弁だったと思えます。今、この席にいらつしやる三人の方が同様の御趣旨であつたと思えます。

福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負われているお立場ですから、なかなかおつしやりにくいこともあるかもしれませぬ。しかしながら、これは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告というのがあります。そこに、こう書いてあるんですよ。「日本国憲法は、転変する政治状況の中で内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法について合意形成のプロセスとして多数決の採用も考慮すべきである。」と、明確に書いてあるんですよ。

しかしながら、委員諸兄は思い出しただきたいんですが、月曜日には明確に内閣法制局は、憲法上の要請により閣議は多数決でなければいけないと答弁をされているわけですから、失礼、全会一致でなければ、失礼しました、全会一致でなければいけないと答弁をされているわけですよ。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をして、内閣総理大臣の責任の下でこれまとめられて、こういう議論を、このときも随分分米は内閣法制局と行政改革会議の間で議論がありました。同じように、内閣機能強化に当たっては、当時の大蔵省が本当にいろんな議論を、内閣機能強化に反対する、という意味で陰に陽にされました。しかし、それを乗り越えてこういう意思決定をしているにもかかわらず、内閣法制局はまだに憲法上の要請だ、全会一致でなければいけない。これは、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多数あります。正直申し上げて。しかしながら、そういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得たにもかかわらず、いまだに全会一致ということをおつしやりに続けている。

それで、福田官房長官、それで非常に機動的に意思決定ができていられるならいいですよ、ダイナミックな。でも、例えば今の国と地方の関係、三位一体論、あるいは鴻池大臣が別のお立場で御苦労をしておられる規制改革の議論、どう考えても閣内に違う立場の方々がいらつしやつて意思決定がダイナミックに速やかにできないじゃないですか。

私は何でもかんでも閣内不一致を起さばいいということをおっしゃっているわけじゃないんですよ。この行政改革の最終報告も、最終的にはそれは全会一致が望ましい、しかしそのプロセスにおいては多数決というものを取つてみて、場合によってはその中で総理の意思というものを反映させて、最終的に内閣として意思決定をすればいいじゃないか。それについて内閣の構成員は国会に対して連带的に責任を負うわけですから、国会に対して私

は違う意見言つたというふうには言わなければいいじゃないかと。私はそういうようにこの際、この有事の議論をしている際に、官房長官、一歩踏み出されたら、政治的リーダーシップが大変優れた官房長官ということで歴史的に福田官房長官の名が残るんじゃないかと思えますけれども、御議論を聞いていただいて、官房長官、本当に肉声で、これはもう答弁書ということではなくて御自身のお考えを是非お述べいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) これは憲法の解釈の一つだろうと思えますね。そういう、長年にわたりそういうような考え方でやってきてきていることとてございいますから、そのルールを変えるというか。

委員のおっしゃることも分かりますよ。分かれますけれども、じゃ、それでもって本当にいいものに、より良い制度になるかどうかということもよく検証してみなきゃいけないというふうに思っていますので、私は、ここでもって私の意見を言つたつてしようがないんで、これは大いに委員の、委員を中心に議論を進めていただきたいというふうに思います。大いに議論していただいて、より良い方法があるか、また憲法との関係をどうするかといったようなことを皆さんに是非お考えいただきたいというふうに思っております。

○松井孝治君 人ごとではないんですけどね。私は議論が必要だと思つているからこの国会の場で議論を提起しているわけです。その提起した議論について、いや今直ちに結論を出せなんてことは言いませんが、官房長官として、今閣僚お二人も、そういう意思決定があつてもいいんじゃないか。あるいは閣議運営で、今は多数決のことをおっしゃつたわけじゃないですね、ただ私がお伺いした質問は、少なくとも二人の閣僚にお伺いした質問は、週二回の閣議に常に閣僚が原則として出なければいけない、それは全会一致の閣議運営を担保するために全閣僚が出なければいけないというところはこの有事の際に考え直した方がいいん

じゃないかという、個人的見解ですが、二人の閣僚がそういう発言をされたということを官房長官としてどう受け止められますかということを知つてはいるんですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) これは、今そういうようなやり方をしているわけですね。一つのルールに基づいて運営をしているわけでございます。新しいルールができればそれに基づいてやる。しかし、要は、こういうやり方の中でいかにより良い方法があるのかどうかというようにも関係してくるんだらうと思つています。

有事の際ということになれば、別に火曜日と金曜日に有事が起こるわけじゃないんです。ですから、それは臨機応変に対応しなければいけない。集まつて会議をして決めるということもできないような状況もあるかもしれない、そういうような様々なことについては、正に委員御指摘であり御心配のいろいろな態勢というものは、これは我々もよく考えて、いろんなケースを想定して考えていきたいというふうに思っております。

○松井孝治君 それは火曜日と金曜日に有事が起こるとは限らないのは当たり前の話ですよ。いつ起こるか分からない。閣議を開催している途中に閣議室で有事が起こるかもしれないから、私はこういうことを申し上げているわけでありまして、存在するルールにはすべて理由があります。ましてや、この問題については長い歴史もありません。法制局から前回御答弁もいただいたように、それは一つの考え方であります、全会一致原則というのはい。

しかしながら、政治家が行うべきは、あるルールがあるから、それが存在するから考えなくていいということではなくて、そのルールが本当に正しいかどうか、今のこの現状の国際情勢あるいは国内情勢踏まえてこのルールを見直すかどうか、それを検討するのが政府の役割じゃないですか。私は、官房長官、官房長官に、正に閣議運営についての責任者なんですから、その議論を官房長官一人で変えてくださいなんて言っているわけ

じゃないんですよ。官房長官、これ御議論をされたらどうですか、この際、例えば、閣議において、今後の閣議の運営の在り方を御議論を提起されたらどうですか。いや、これは別に官房長官じゃなくてもいいんですよ、国務大臣はそれぞれ閣議に議案を提起できるわけですから。提起をしてみられたらどうですか。本当に国民の生命、財産を守る観点から今の閣議運営がいいのか、会議の持ち方としていいのか。それは是非御議論をいただきたい。

今の官房長官の御答弁は、いやいや、委員御議論どうぞくださいと。御自分では議論するつもりがないのかと。そういう方がこの国の官房長官をやつておられるのかと思うと、ちよつと私は、今どういう意味でおっしゃつたのか分かりませんが、寂しくなります。

前原議員、ちよつとこの議論を聞いておられて、御意見をいただきたいと思つています。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど申し上げましたように、私は憲法解釈というものを内閣の法制局が行つてそれに縛られているということだと思つています。内閣法制局長官というのは政治家ではないわけですね。私は内閣の法制局長官の考え方は尊重しなきゃいけない部分は多々あると思つても、しかし時代が変わつてきて、本当に見直していかなくてはいいけない。

今、委員御指摘のように、有事の議論をするときに、有事を想定した閣議のやり方が今までおかしかったということであれば、それは私は果敢に見直していくべきだと思つています。先ほど委員に申し上げたとおり、私もその政府の解釈というものを考える、そして閣議の在り方を変えるということも、当然考え直すべきであるというふうに思つています。

○松井孝治君 ありがとうございます。この議論ばかりをしておりますとすぐ終わつてしまふので、別の議論を提起させていただきますたいと思つています。

石破防衛庁長官にお尋ねをしたいと思います

が、これは、いろいろな国際情勢が変わつてきている中で、先日、福島委員から議論が御提起されましたけれども、防衛装備の在り方ですね、ここ五年間の数字を福島委員が、自由民主党の福島委員が御質問になられて、陸海空のシェアがほとんど変わつていない。しかし、この五年間で国際情勢も随分変わつていまして、周辺諸国の武力の装備の状態も随分変わつていまして、これについて、今後、あのときはミサイル防衛の問題も持ち出され、今後資源配分を変えていくおつもりはないのかという御質問があつたと思つています。

石破大臣に御想起いただきたいのは、これは戦前の話ですから全く今同じアナロジーで議論をすべき問題ではありませんけれども、日本軍の失敗は、真珠湾攻撃のときにあれだけ空中戦においては世界最先端の技術を持ちながら、実は大艦巨砲主義というものを捨て切れずに恐らく戦略上、あの戦争の趣旨はまた別ですよ、ただ戦略上の問題として一つの大きな失敗をしたということがいろいろな学者からも指摘をされているわけです。

そのことについて源田参議院議員が振り返られて、なぜあれだけの空軍を持ちながら大艦巨砲主義を捨てられなかったのかということを開かれて、それは突き詰めれば水兵の問題だったと。要するに、当時の海軍の雇用問題があるから大きな我が国の防衛戦略の変更ができなかったんだということを述懐しておられます。これは一つの重みのある言葉であります。

当然、第二次世界大戦と今の我が国の置かれた防衛環境は違いますが、ひよつとしたらこの前同僚の福島議員が御指摘をされた問題というのは、同じことが起こつていっているんじゃないかと。世界各國のいろいろな装備が変わつていて、しかも武力についての戦略が変わつていって、我が国の防衛装備、防衛体制の在り方というののもっと大きく見直していく必要はないのかどうか、石破防衛庁長官の御見解を承りたいと思つています。

○国務大臣(石破茂君) 結局、これは予算の組み方が単年度主義でやっておりますのでどうしても

制約が出てくるということなんだと思つています。これを超えるためには、もう結局相当無理して無理して無理してやつていくわけですね、延べ払いとか、ごめんない、予算の繰延べとか。そういうことまでやつて、あるいは一般の方々に御迷惑を掛けている部分もあります。

防衛予算の組み方を抜本的に改めることはできないのかというのを、それでは財務省、政府全体でお話をしなければいけないのかなという問題意識は実は私持っておりますが、これは実はとても大変なことであります。先ほど来、委員がおつしやつておられるような牢固とした慣習みたいなものがあつて、これをどう変えるかは大変なことですが、その問題意識は持っております。

しかしながら、例えばミサイル防衛というものをいれるか入れないかは、これから先、いろんな御議論を経て決めることです。しかし、それはそんなに安いものではない。じゃ、どこからそのお金を出すかという話をすると、削つて削つて削つて、このミサイル防衛のお金を出すために削れという議論が一概に正しいとは私は思つていません。やはり、ミサイル防衛があろうがなからうが、防衛予算というのは常に納税者の期待にこたえるものでなければいけないし、無駄のないものでなければいけない。その予算を出すために削れということではなくて、不断の見直し、そしてまたミサイル防衛の必要性、それに掛かる経費、そういうものは全体として議論をされるべきものであつて、先ほど旧日本帝国海軍のなせ負けたかというお話をなさいました。そういう問題も私は含んでいられるらうと思つています。

国民のために防衛庁、自衛隊があるのであつてというふうな意識、これは常に私は持つていなければいけないことですが、しかし、日夜命を懸けて戦つていく隊員のことやはり考えていかねばならぬ。国民全体の御理解の問題だと思つています。

○松井孝治君 同じ質問を前原議員にもさせていた。だいたいと思つてます。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど、五年間陸海空のシエアがほとんど変わつていないという話でしたが、私の調べでは、もつと長い間、この陸海空のシエアは変わつていないというふうな思ひま

先ほど石破長官が、財務省との話、単年度主義の話をされましたけれども、私は、議論の組み方が逆なんだろうと思つてます。つまりは、日本の安全保障の体制、この有事法制もそうでありましてけれども、有事法制はソフトの話で、じゃ、今の危機に対応するためにどういった防衛体制を取るのか、しかも、それが今の危機に対応できるような防衛体制をどう取るのか、また、どういったものが必要なかといったところをグラントデザインとして描いた上で、そして予算を、陸海空の縦割り主義を排して、政治がリーダーシップを持つて、あるいは統合機能を強化する中で、予算というものは決めていくべきなんだろうというふうな私と思つてます。

その上で、一点だけ、この話をし出すとそれこそ三十分、一時間掛かるかもしれないので、簡単に申し上げますと、やはり冷戦時代の規模を上陸侵攻型の防衛体制というものがいまだに払拭し切れていない、そしてテロあるいはミサイル攻撃、そういったものに機敏に対応するものがしっかりと整備されていなくて、その上、その上、その上、日米同盟体制の盾と矛の役割分担というものは、もはや機能しなくなつていて、部分もあるわけで、そういった日米同盟関係も含めて、私はグラントデザイン、今どう防衛庁として、自衛隊として対処すべきかということをも一度根本から考え直して、そして予算編成というものもしっかりと考えていくという、私は逆のやり方見方が必要なんではないかということをお願いしたいと思います。

○松井孝治君 端的でなおかつ本質的な御答弁、ありがとうございます。

石破大臣も前原議員もそれぞれ本心に防衛について

いは専門的知識のあるお二人の若手の政治家がやはりこういう委員会二人競い合うような形で御答弁いただくというのは、非常に私は結構なことだと思つております。

最後に、お二人に国家観にもつながる御質問をさせていた。だいたいと思つてます。

石破防衛庁副長官の時代に、ノーブレスオプリージュという言葉、これは防衛大学の入校式で使つておられます。この言葉の意味、端的に、もう時間もありませんので、石破防衛庁長官、そして前原議員、一言ずつ御答弁をいただきますようか。

○国務大臣(石破茂君) ノーブレスという言葉が合うかどうか分かりません。しかし、私は、それなりの地位にある者はそれなりの責任を果たすべきだということだと思つています。

それは地位が高いとか低いとか、そういうものではない。自分がどれだけのことが公のためにできるかということを見つめたい。それが公のことだと思つています。

○衆議院議員(前原誠司君) 公の職にある者は高い意識、義務感を持つて物事に当たらなければいけないというの、今、防衛庁長官がおつしやつたとおりだと思つてますが、先般、我が党の谷林議員の質問がありました。質問の中で、お父さんが消防の仕事に携わつておられて、そしてその消防の仕事に携わつていたら自分の家に飛び火して、自分の家はどうすることもできなかったと、こういう話がありました。

私は、もちろん、そのノーブレスオプリージュという言葉も、公務員として、いわゆる公僕として働いている者はその意識を持つことは大変重要でありますけれども、今後この有事法制を考えていく上で、私はやはり公助のみに、つまり公の助けのみに頼るというのでは、多分、悲惨な戦争であるとか大規模災害というものはなかなか克服できないというふうな思ふんですね。

したがつて、共助であるとかあるいは自助であるとか、そういった意識というものを国民に

てもしっかりと訴え掛けていくことが、正に逆に言えば、ノーブレスオプリージュの立場にある人間が私は国民に対して訴え掛けることである。決して国だけでそういった状況は救えないんだと、自ら助ける、そしてともに助ける、こういう姿勢が必要だということも言えることが極めてその要件なのではないかと思つてます。

○松井孝治君 ありがとうございます。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

今日は、憲法の問題からまず官房長官にお伺いします。

私は、この間の論議で安保体制は六〇年安保当時と全く変わったものになつてしまつたということを取り上げましたが、私は憲法をめぐつても、憲法制定会議で論議された憲法とはもう全く違つた憲法として解釈され、運用されているという感じを持ちます。

私は、憲法論議の戦後のすべてを読んでおりません。しかし、今、憲法調査会に所属しておりますので、憲法制定議会の衆議院、参議院及び枢密院の記録だけは目を通しました。そして、この今の周辺事態法から、また武力攻撃事態対処法というものが及びその論議を考へてみますと、今の憲法を制定するときに、こういうことが可能な憲法として考えられていたということは全く出てこないと思つてます。

例えば、論議しましたように、自衛隊そのものも憲法論議があつたわけですが、その自衛隊が武力攻撃を受けていない事態で米軍に周辺で後方地域支援をやるというふうなことは、私は憲法制定議会の論議からはとても想像もできない出来事でありました。また、その当時の論議からいって、自衛隊法にも交戦規則は規定できなかったという、その交戦規則が事実上認められ、また交戦規則というふうなことが堂々と論議されていく。こういうことも、私は今の憲法制定当時にはとても想定できなかったことだと思つてます。

自衛隊法百三条に関連しても、当時、あの自衛

隊法の作成に当たった人が後日書いておられるところによれば、例えば罰則は、百三条に罰則は憲法との関係で規定できなかった。今度の法案を見ますと、非常に限定された形ではありますけれども、やっぱり罰則規定があった。有事法制研究を読んでみますと、罰則規定についてもいろいろ研究が行われております。その規定が今後出てくる可能性も私はあり得るんじゃないかというようにも考えます。そういうこと。

それで、この特別委員会の議論を見て私はもう一つ感じることは、この論議の一番の受難者は憲法第九条であったと、私はそう思っております。官房長官にお伺いします。憲法制定当時、こういう周辺事態法から武力攻撃事態対処法、こういうふうなものを、ここで答弁もあつた、こういうことは当時、憲法を作るときに、それはでき得るんだと考えられていたと思われませんか、どうですか。

○国務大臣(福田康夫) 憲法は昭和二十二年五月三日ですか、公布ということで、もう今から五十年、五十五年か六年か、もう経過したわけですね。あの五十六年前には日本は一体どういう状況だったかという、敗戦国ですよ。敗戦国で、そして日本はもう戦争しないんだということをみんなが思い込んでいたというか、そういうような納得をしていた時代ですね。しかし、五十六年たつて、我が国もここまで経済的にも発展してきた、米国に次いで経済大国たいうように言われてきたわけでございます。

そういうような経済大国は、海外においても経済の面において非常に大きな活躍もしているわけでございます。それは、アジアの国々にとつてもやはり日本の経済というのはいくらもきかないような状況になってきている。そういうような、当時とは想像も付かないような国になってきているということがございます。それはそれだけに、やはり日本は日本としての責任というふうなもの、国際社会に対してもあるんじゃないかというふうに思います。

今、考えておりますことは、すべてその国際社会に対する最低限の、自衛隊の活用というふうなことで国際社会に対して平和的にお役に立とうと、こういうような範囲の中における活動だということに思っておりますので、私はこれは間違いないと。現行憲法の中で、いろいろな責任、新しい責任というのを出してきていると思えます。

○委員長(退席、理事阿部正俊君着席) そういう責任を果たす、これはやはり責務というのがあるんじゃないかと思っております。そういう範囲においてこの有事法制も整えるという点ではなからるかと思っておりますので、その点の御理解を賜りたいと思っております。

○吉岡吉典君 当時は想定されていなかったけれども、新しい状況でということだと思えます。例えば、今、自衛隊による国際貢献も可能な限りという答弁でした。その点に關しても、憲法制定議会の議論を見ますと、たとえ国連の命令があろうと軍事力による協力は拒否するという答弁が行われていたわけですね。だから、そういう答弁が行われた国であるということ踏まえて、今の我々の議論も、我々のいろいろな方針も変えていかなきゃいけない。情勢が大きく変わったわけですから、憲法の解釈、憲法の運用に私は一定の発展があることは当然だと思えます。しかし、守らなくちゃいかぬものと発展させていものと、いろいろあると思ふんです。

私は、そこで、憲法制定会議の議論を読んで一番頭に残っているものを幾つか紹介しまして、これは一体、守る中に入るのか、もう役立たないものと思われるのか、この点もひとつお伺いします。

一つは、吉田茂首相が答弁されている。これは全部読みますと長いので、私、要約して紹介しますが、吉田さんは、日本を戦争のない国を創造する先駆けとすることを表明しておられます。そのために九条が必要であり、交戦権放棄をうたつたと。憲法九条の精神を世界各国に徹底させるよう機会あるごとに努力すると、こう

表明しておられます。

(理事阿部正俊君退席、委員長着席) それから、幣原喜重郎国務大臣、これは貴族院の本会議で言われたことで、私は非常に感銘を受けた発言の一つですが、文明が戦争を全滅しなければ戦争が必ず文明を全滅することになるでありましよう、こう訴えて、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占めると、こう言っておられます。

要するに、戦争が文明を滅ぼさないうちに文明の力で戦争を滅ぼそうと、こういう呼び掛けであり、そのために世界の平和運動の中で指導的地位を占めようという発言です。

もう一つは、これは枢密院本会議での三笠宮崇仁氏の発言です。これはちよつと、全文というかその箇所を読んでみます。まず、対外的問題として、第一は、満州事変以来、日本の表裏、言行不一致の侵略的行動については、全世界の人心を極度に不安ならしめ、かつ全世界の信頼を失つていことに、大東亜戦争で日本が全く孤立したことで明瞭である。したがって、将来国際関係の仲間入りをするためには、日本は、真に平和を愛し、絶対に侵略を行わないという表裏一致した誠心、真心のこもつた言動をして、もつて世界の信頼を回復せねばならない。もちろん、これには単に憲法の条文だけでは不十分であり、国民の一人一人が徹底した平和主義者にならねばならぬ。とにかく憲法に明記することは確かにその第一歩であると言ふことができる、こういう発言です。

これは、九条反対の発言を受けて、それに反対する形で述べられた発言であります。こういう発言とすることを考えてみると、私は戦後日本をどうとらえるかと。私は、論戦を聞きながら感じたことは、戦後の半世紀余がこの憲法九条のために全く無駄な時代になつたというように受け取れる発言がかなりあつたと思えます。

この吉田首相そして幣原国務大臣そして三笠宮の発言、これらは戦後を誤らせた発言であつた

か、それとも今なお尊重すべきか、あるいは今は尊重する必要のない発言だととらえるか、官房長官、お伺いします。

○国務大臣(福田康夫) なかなかお答えにくと申しますのは、我が国は戦後一貫して平和主義です、基本的に。ですから、いわゆる軍事力、戦闘地域における軍事力行使するとかいうことはしていないし、また軍事力をもつて脅威とみなされるようなこともしていないというように思っています。あくまでも現行憲法の中であつて我が国の平和主義というものを貫こうというふうな努力をしてきたと思ひます。今でもそうです。それは今後ともそうあるべきだと思ふんです。

ですけれども、今回御審議をいただいている有事法制というものは、もし万が一他国から侵略を受けるような行為を受けたときに我が国がどう対処すべきかということとを体系として整備しておこうと、こういう趣旨でございます。これはやはり侵略とか脅威とか、そういうものには当たらないという考え。

あくまでもこの現行憲法、五十六年続いている憲法の中で考えていることでありまして、そういう意味におきまして、そういう理想が将来とも貫かれると、この平和主義という考え方で、そういうことであつてほしい、そういう日本であつてほしい、また世界もそういう世界になつてほしいという考え、これは相変わらず不変の考え方であるというふうにお伺いします。

○吉岡吉典君 憲法論議の中では、まるで九条で日本が駄目になつたと言わんばかりの発言、随分ありました。そういうことも念頭に置きながら私は今の発言ですけれども、難しいと。答弁が難しくくない、非常に明確な答弁だと私は思っています。これはかつて今の長官の前に同じことをある防衛庁長官にお伺いしたこともあります。特に幣原さんの発言など、誠に崇高な精神でございませうという答弁でありました。それは別として、今の憲法、憲法じやな

い、この特別委員会での論議を聞いて、日本国憲法をめぐるいろいろな議論について民主党さんほどのようにお考えになったか、一言お伺いしておきます。

○衆議院議員(前原誠司君) 九条について、文字を読んだ解釈と、そして現在の九条の解釈というのは、その文字を読むのではなくて、主権国家として当然自衛権があるということで、自然権をいわれる明文化していないものがあるというようない解釈の中で自衛隊の保持なんかもその理屈付けになつていると私は認識をしております。そういう意味では、今、委員が御紹介をされたときは変わった状況になつていられるのは、私は間違いないだろうというふうに思います。

我が党といたしまして、九条の精神については極めて大切だと思っておりますし、侵略戦争を二度と起こしてはいけない、そしてまた、先ほど申し上げましたように、この有事法制も万が一のことを想定しての整備をする法律でありますけれども、二度と、二度とというか、これが絶対に使われない法律として外交努力を行つていく、平和を追求していくというのは憲法の趣旨として当然のことだというふうに認識をしております。

○吉岡吉典君 私、侵略されて日本を自衛することには異を唱えているわけではありません。当然、侵略されたらあらゆる力を総動員して跳ね返さなくちゃなりません。これはもう当たり前のことなんです。

私がここで言ってきたことは、そういうことではなくて、周辺事態法やこういう武力攻撃事態法というふうなものが、日本に武力攻撃を招きかねない状態を作るんじゃないかと。そういう日本に武力攻撃を招きかねない、呼び込みかねないようなものを取り除いて、そしてどう日本を安全たらしめるかということについての我々の見解を言っていたわけなんです。

そして、論議の中で私が気になる一つは、この武力攻撃事態対処法、有事法制がなければ一人前の国でないような論議があります。私はそんなこ

とはなれないと思います。私、こんな話を聞くと古い時代のことを思い出して、日清戦争のころですが、当時に書かれたものの中には、植民地を保有しない国は一人前の大国と言えないという議論があります。

有事法制を持たない国は一人前でないようなことではなく、自衛隊法の百三条にははつきり有事法制が規定されており、防衛庁は、戦後長い間、これによつて大部分日本の安全は確保できると言い続けてきたわけなんです。それ、私、繰り返し言ってきたことですからここで答弁も求めません、議論もしません。

私は、それと関連して、アジアの問題について、昨日もちよつと取り上げました。私は、外務大臣にも昨日お答えを願つて、若干心配するところがございました。それはアジアの声ですね。それは、アジア諸国で、この今の日本の事態、日本の有事法制などをめぐる動きに対してのいろいろな新聞も、いろいろな形で表明されている危惧、不安というのが大臣のところへ集中する仕組みになつていないのだろうか、それでああいう答弁があつたんだろうかなというふうな心配もいたしました。

例えば、私、この間も言いました。有事法案に対する不安は、韓国の国会議員三十人のアピールの中にもこういうふうな例えを言つておりますね。有事法制はその影響が日本国内に限定されるものではない、有事法制が過去のアジア諸国と国民たちに大きな痛みを与えた不幸であつた戦争の歴史を再演し得ると深刻な憂慮を表明し、有事法制の通過は直ちにアジアの軍事・安保環境に悪化させる十分な契機となると、こういう懸念も表明され、そしてその上で、平和憲法の精神をもう一度考えてください、一瞬の誤つた判断で世界の人々を戦争の苦痛に追いやつた不幸であつた歴史をもう一度考えてくださいと、こう訴えているわけです。

私は、その彼らの不安がそのまま、あなた方どう考えるかという場合に、同意見であるかどうか

か、この議論は別としまして、そういうことが日本の国会議員に送り届けられているという、そういう事実は御存じであつたかどうか、またこういうことにどういふお考えをお持ちか、まずお伺いします。

○国務大臣(川口順子君) 昨日もちよつと申しましたけれども、政府でない個人個人のレベルといいますがグループといいますが、そういうレベルで、もちろんアジアの国々に対しては、日本に対して様々な意見が当然にあるというふうな思いです。我が国として、もちろんそういった声については十分に注意を払つていかなければいけないと思ひますし、それに対して説明をきちんとしていかなければいけないということは、そういうことであると思ひます。

有事法制というのは、有事に際して我が国の国民の安全を守る、そのための法制でございますから、その必要性についてはアジアの国々に、あるいはアジアの国の国民の方々にきちんと説明をしていくということを通じて、そこについては理解をいただけるのではないかと思ひます。何回か申しましたように、我が国として、これについての説明は今までも申して、やつてきておりますし、それから今後とも引き続きこれについて説明をしていくということは重要であると思ひます。

国会議員団、例えば韓国の国会議員団、あるいは韓国の新聞等においてそういった声が報道され、あるいは国会議員団からの申入れがあつたというふうなことはございますけれども、政府のレベルとしては、これは昨日申しましたように、我が国に対して有事法制反対であるというふうなことはなく、例えば中国は、今後とも専守防衛と平和発展の道を堅持するということを希望している、そういうふうなことを述べているということだと思ひます。

○吉岡吉典君 私、昨日も申し上げましたように、政府レベルで出るか出ないかと、政府レベルで出るようになれば、これはもう非常に大変なことだと私は思ひます。

我々、外交する場合、とりわけアジアを重視する外交を行う場合、かつて戦争関係もあつたアジア諸国の国民レベルで一つ一つのことがどう議論されているかということこそ、外交を正確に行おうと思ひば目を向けるべきだと思ひます。

私は、大臣にまで届いているかどうか知りませんが、去年の七月、日経新聞社主催の国際会議「アジアの未来」というところで発言したシンガポールの新聞幹部の発言を常に念頭に描きまします。この記者の発言はどういうことかという、長い発言ですけども、私はどう取つたかという、アジアが戦後経済を復興する上で日本が協力してくれたことに感謝することから始まつております。しかし、日本とアジアとの関係が型どおりのものでなく、本心に心の通ひ合う関係になるためには、二つのことが必要だと。一つは、過去の明確な清算であると、過去の戦争の清算であると。もう一つは、新しい軍事的な欲望を持つな。例えばその中の一つとして、彼らは、中国に対する刺激的な緊張を強めるようなことをするなと。あるいはまた、イラン、イラクと韓国を悪の枢軸としたブッシュ大統領の発言をすぐに、韓国じゃない北朝鮮ですね、間違えました。そういう、小泉首相のような直ちに支持するよう、そういう態度を取ることについての批判を行つております。そういう二つの考慮を持つて、アジア諸国との関係が型どおりの関係でなく心の通ひ合う関係にするようにというのが、私は、長い発言ですが、その趣旨だと思つて読みました。

こういう点から見ますと、今、日本で起こつていっているのは、全くこれと反することがしばしば起つていっている。例えば、過去の侵略の問題でいえば、この間の麻生政調会長の創氏改名発言ですね。あれは、私は創氏改名発言がどんなにひどいものかということもさることながら、あの発言で私が感じたことは、これは日本が行つた良くない行為の責任を相手の責任にする、相手の要求をやつたんだという、それが戦前から、戦前から戦後にも受け継がれた手法であると。

例えば、韓国併合、あれは韓国の国民内部からも出た意見であったということが、話題になりましたあの扶桑社の歴史教科書にもそういう表現があるんですが、あの合邦宣言、韓国の内部から出たと言われる文書はだれが書いたか。これは、黒龍会秘史という上下二冊の大きい本の中にちゃんと書かれています。日本の右翼、国粋団体の連中が作って、それで向こうの一進会の声明として出された。だれが書いたか。武田何しが書いたものだとこのことまでこれはもうちゃんと書かれてるわけですから、しかしこれも韓国の要求にやっただけに言っている。

それと同じ手法が今も取り上げられて、創氏改名の問題についての発言がある。私は、創氏改名が日本から押し付けられたということに対する怒りとともに、そういう言い方をすることへの怒りというのが付け加わっているだろうと思います。同じように、私はアジア諸国が今周辺事態法から有事法制、私は昨日の発言に関連して言えば、新ガイドライン体制がどどん固められつつあることに批判が出ていたということも念頭に置かざるを得ません。そういうときだけに、私はアジアの声を、ただ日本の説明するだけでなく、アジアの声にもっとと耳を傾けて、その言わんとするところをよく理解していく、そしてそれを日本外交にも生かしていく努力が求められると思います。

外務大臣にもう一度答弁を求めます。  
○国務大臣(川口順子君) アジアというのは我が国の周辺にあつて、我が国にとつて非常に重要な国々であります。その国が政府のレベルで、あるいは国民のレベルでどういうことを考えているか、我が国に対して考えているかということには、外交をやっていく立場として十分に注意を払っていく必要があるというふうに思っております。

○吉岡吉典君 民主党さんにもアジアの声をどのように考えておられるか、お伺いします。  
○衆議院議員(前原誠司君) 御指摘のように、ア

ジアの国々からこの有事法制制定の過程あるいは成立後の日本の行動に対して不安の声が上がるのだとすれば、それは私はきつちりとした説明が必要なんだろうと思います。あくまでもこの有事法制というのは、我が国が侵略をされたときに我が国が主権国家としてどう守り抜くかということであり、他国を侵略する意図の全くないものであると。そして、先ほどお話をしたように、憲法の趣旨、平和主義というものはこれからも貫かれていくべきだということをしつかりと政府に説明を求めていくと同時に、我々国会議員一人一人が議員交流も通じてやっていかなくてはいけないことではないかと思っております。

○吉岡吉典君 昨日の論議で残された問題について若干取り上げたいと思つていたんですが、もうだんだん時間がなくなってきましたから、私が言いたかったことをもう一度ここで繰り返して言わせていただきます。

私は、六〇年安保国会で、日本に基地がある、その基地への攻撃は我が国への攻撃であり、当然自衛権の発動してこれに反撃すると、こういう答弁が統一見解としても述べられているということ、そしてその基地への攻撃の危険性というものは、ベトナム戦争のときには実際に起こる可能性はないけれども、理論上はもうちよつと具体的に想定し得る事態になったということを示し上げたかったんです。

例えば、当時の椎名外相の答弁では、日本はアメリカと安保条約を結んでいるから、両国、北ベトナムとアメリカに対して中立の立場を取つておるといふのではない、こういう答弁があり、そして日米安保条約がある以上、エスカレートしてベトナム戦争の影響が我が国に全然ないとは言えない、これは当時の福田外務大臣の答弁でそういうのがあり、そして椎名外相の、ベトナム戦争がもう少し近いところで行われているということになるとはつきりするわけである、私は危険がないとは言えないと思う、御指摘のように、一般的に言つて安保体制があるがゆえに一種の敵性を

持ったと認められて、そして攻撃を受ける、あるいはその他の脅威を受けるというようなことはあり得ると思う、こういう答弁があつております。

もつとも、この椎名外相の答弁は、後日、若干修正が行われておつて、そのベトナム戦争からの攻撃の可能性というのは極めてまれな可能性として認められておりますし、私も理論上の可能性だということも繰り返して言つております。また、ここで、安保体制があるゆえの敵性云々というのも訂正をされております。

そういうことを踏まえてですが、しかし六〇年安保国会で言つた危険が一層現実的な可能性として想定されるようになった。その場合、私が言いたかったことは、それは、戦時国際法上禁止されないんだ、攻撃してはならないという保護の対象にはならないんだと。戦争の性格それ自体はどういう性格かということ、これはいろいろ国際社会が決めることだと思つてますが、一たび戦闘が起つた以上、個々の攻撃はやつちやいかぬというふうな戦後も決められたものと、そうでないものがある。そういう点で、私はそういう基地への攻撃、更に後方地域支援に参加している自衛隊の……

○委員長(山崎正昭君) 時間が来ました。  
○吉岡吉典君 はい。

武力攻撃というのを、交戦、一たび交戦中に入つた以上、禁止された不法なものだといふふうには言えないということを示し上げたかたといふことを付け加えて、終わります。

○委員長(山崎正昭君) 午後四時に再開することとし、休憩いたします。  
午後零時九分休憩

午後四時開会  
○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。委員の異動について御報告いたします。

本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として鈴木寛君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 休憩前に引き続き、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○阿部正俊君 自民党の阿部正俊でございます。総理、どうもお疲れのところ御苦勞さまでございます。本日はサミットの話もしたので、ございますが、限られた時間でございまして、法律案についてだけお尋ねをさせていただきます。

まず、この場に臨みまして、私、幾つかの感慨を覚えるものでございます。一つは、言うまでもなく、いわゆる有事法制ということの論議が国会で始まりましてからほとんど四半世紀が経過しているんじゃないかと思つてます。現在、こうやって公式の場できちつと法律案を論議をし、場合によっては法律案として近く成立する可能性大と、こんなふうな状況の中で論議ができるということは大変意味あるし、言わば二十五年間長く続いたトンネルを今ようやく抜けて、これから本式の有事法制の在り方というのを論議されるんじゃないかと、むしろそんなふうな感慨を持っております。

それからあともう一つは、極めて個人的な思いでございますが、私は自分のこれまでの仕事として、例えば社会保障だとか福祉だとか医療とか、昔、大砲とバタリーという話がございましたけれども、どちらかというと私はバタリーの方の仕事なんじゃないかと、こんなふうな思いで働いてきたわけでございますが、どうも御縁かこの委員会に所属し、それなりの仕事をさせていただきまして、改めて、この分野では正に言わば素人であり、向かない分野かもしれませぬけれども、なぜ

かなと思いつつ一生懸命やってみました。

でも、よくよく考えますと、社会保障というのは一つのよくセーフティーネットと言われます。でも、この有事法制こそがある意味では国民全体に対する究極のセーフティーネットじゃないか、こんなふうな思いもございました。勉強もさせていただきまして、これからの関心を持ってそういうような話もしていきたいものだなと、こんなふうにも思っているわけでございます。

さて、そこで、今日は改めて自衛隊の問題を少し取り上げてみたいと思っております。と申しますのは、有事のときに、様々な法整備もありましようけれども、あるいはアメリカ軍との共同がどうか、様々な議論がございますけれども、一番頼りに国民がするのはやっぱり自衛隊だと思っております。この自衛隊に対する信頼と、あと共感というものがどうしても必要なのではないのかな、そういう論議が意外とされておられるのかなと率直に、これは素人の意見かもしれませんが、私も、するわけでございまして、それからすると是非やはり、まさかのときの頼りになるのは自衛隊であり、この自衛隊が、隊員の方々が命に懸けて国の平和と独立と国民の命と財産を守るといふうなことがあって初めて有事のときの備えになるんじゃないのかなと。そういう意味で見ますと、まだちょっと少し、共感ができていて、完成しているというふうにはちょっと言いにくい状況があるのではないかなと、率直な感想を持ちますけれども。

今日は、それで改めて、「自衛官の心がまぶさ」という言わば自衛隊員の方々が身に付けておくべき資料を配付していただきました。それで、ここから少し見てみますと、例えば二ページに「自衛隊はつねに国民とともに存在する。」と書いてございます。あるいは八ページには「国民の負託と信頼を受ける自衛官」と書いてございます。それから十一ページ、「その職務は、危険と困難をかえりみず身を死生の間におくことによりて遂行される。」と書いてございます。最後に、一番最後の

ページでございますが、「国民と自衛隊を結ぶ強いきずなとなる。」ということがあります。

ということを考えますと、やはり、まあ俗っぽく言い方ですが、命懸けて国土を守り、国民の命と幸せを守るといのが自衛官の責務であろう、こう思いますが。

自衛隊法五十三条ですか、宣誓というのがあるはずで、任官のときの。この辺について、まず官房長官に、心構えと任官のときの在り方とか、言わば命懸けで守るといふような任務ということについてお話をいただき、あわせて、総理から、その辺のことについての自衛隊と国民との共感の作り方といましようか、あるべき姿といふようなことについてお答えをちょうだいしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○国務大臣(石破茂君) ただいま先生から御紹介いただきました自衛官の服務の宣誓でございます。その宣誓には、強い責任感を持って専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえる、このようにございます。この宣誓というものを常に胸に持って、そして拳々服膺しながら、今、先生がおっしゃったような、国民のために自分は働くんだと。

そして、死生の間にお話がありました。死生の間にお話したのはすごく重い言葉だと思えます。それを御紹介いただきました。「心がまぶさ」の中に書いてあり、この趣旨をきちんと貫徹するように。

私も国民の皆様方に感謝をしていただきました。私と違ってやっているわけではございません。しかし、身を死生の間にお話された、そしてまた、事に臨んでは身の危険を顧みないんだと、そういう思いでみんなやっておる、そのことを国民の皆様方に御理解をいただければ本場に有り難いことだと思っております。

○阿部正俊君 総理、ちょっと一言。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 自らの任務を遂行するに当たって、身を挺して行うという献身的

な活動をする、その集団が自衛隊であると、しかし、それにふさわしい感謝と敬意が国民から与えられているだろうかという御指摘でございます。自衛隊の諸君は、そういう感謝とか敬意を受けなくても、日々、一般市民ができないような訓練に耐え、困難な仕事に自らの能力を発揮できるように日々努力を怠らない人たちが自衛隊の集団である。

私は、防衛大学の卒業式でも申し上げましたけれども、正に、「人知らずして慍らず、また君子ならずや」、自分が一生懸命努力している、人が自らの仕事に理解されなくても憤りを持たず、自らの任務を遂行するために一生懸命努力している自衛隊諸君の姿、これに対して敬意を表するといふような話をいたしました。

むしろ、自衛隊の困難な仕事、これは一般市民ができないことでありますけれども、むしろ感謝されないような状況が国民が一番安全なんだと。ああ、自衛隊があつてよかつたなと思うときは日本国民が危険に瀕しているときです。そういうことを分かつていながら日々つらい訓練をし、自らの任務を立派に果たすよう心掛けて自衛隊に對して、我々は、言葉に表さなくても常に敬意と感謝を持って接するべきであると。また、自衛隊諸君も服務規程にあるように努力をしていただきたいと思っております。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

時間ございませんで端的に申し上げますが、私のところにも、この仕事をやりましてからたくさんメールが参ります。おまえは戦争に協力するのだから、こういうような感じでございますが、そうじゃないんだというところは言い続けておるんですが、なかなか理解していただけません。

その前提として、どうも国民の間に、軍といましようか自衛隊といましようか、ということに、武装勢力に對して戦前の軍のイメージが非常にあるんじゃないかというのを感じざるを得ません。それは、賛成してくるか、分かっていくのか、かかれないかということを利用してそういうイ

メージがある。というふうな中で、自衛隊の存在というのはいかに何か隅隅この方に置かれてきたんではないかなというふうな感じ、自分自身の気持ちも聞いてもそんな感じもしないでもありません。

したがって、これは改めまして、戦前の軍と現在の自衛隊との違い、戦前の軍は、どちらかというと国民を抑圧し間違つた道に導いた、こんなイメージがあるというわけで、それが障害になつておるんじゃないかという気もするわけでございます。戦前の軍と現在の自衛隊との違いを明確に防衛庁長官からまずお話しいただき、その後で、総理からこれからの自衛隊の在り方、最高指揮官としての指揮の取り方といましようか、導き方ということについての御所見をちょうだいしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) 旧軍との違いについてでございます。

その最大の違いは国会の民主的コントロールの下にあるか否かということだと思ひます。国会が民主的コントロールとして自衛隊をコントロールする、それが一番の大きな違いであります。もう一点は、決して侵略戦争は起こさない、専守防衛に徹するのだと。この二つが私は旧軍と自衛隊の大きな違いだと考えております。

○阿部正俊君 総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 戦前の旧陸海軍、いわゆる軍隊につきましては、あの戦争による被害、日本においては多くの国民は、日本の帝國軍隊というのは日本国民を解放してくれたという意味よりも抑圧されたという印象を強く持っている方が多いと思ひます。諸外国の軍隊というのは、やっぱり自国の安全を守つてくれた、あるいは侵略から防いでくれた、侵略者から自分たちを解放してくれたという気持ちを持つていて、国が多いわけでありまして、上官の命令には、屈することできないと。訓練と称しながら、上官のしご

き、往復びんたは当たり前だったという理不尽な軍隊のしごきに対して、入隊した新兵の皆さんは手痛い、不満といいますが、何で自分たちがこんな理不尽なことをされるのかという軍隊に対する嫌悪感を持っていた、それが私は今でも後を引いているんじゃないかと思えます。

そういう反省から、やっぱり自衛隊というのは国会の監視を受ける、文民優先といいますが、シビリアンコントロール、そういう民主的な自衛隊にならなくてはならないと。そういう中で、日ごろから規律ある行動、命令に服するというもの、国民とともにある自衛隊でなくてはならないという訓練が私は行き届いていると思えます。

二度と戦前のような軍隊であってはならない、訓練においても人権を侵害するようなことがあつてはならないと。そういう中で、任務の遂行に当たっては身を挺してやるという、そういう自衛隊諸君の活動に対しても、やっぱり国民から温かい敬意と感謝を持って接するような環境づくりに努めるのが国会であり、政治の役割だと私は思っております。

○阿部正俊君 最後に一言だけ申し上げます。

そういう意味で、今、戦前の軍と現在の自衛隊の違い、明確に御発言いただきました。ありがとうございます。

そういう中で、国民の共感というものをどう得ていくかというのはこれからんじゃないか、こんなふうな気もいたします。一言で言いますと、言わば天皇の軍隊から国民の自衛隊という道筋がこれから始まるんじゃないか、こんなふうな思いがあります。そういう意味で、この平成十五年の今日の日がこれからの国民自衛隊元年というふうな年になるようにしていただきたいと思います。そういうふうな、それが一番の我が有事に対する備えの基本じゃないか、こんなふうな思いがあります。

様々な法制的な議論もありましょうけれども、そうした意味での心構えといえましょうか、基本的な国民との連帯というのが国を守るための一番大切な精神的な支柱ではないか、そんなふうなこ

とを思いますが、最後に総理の決意を一言聞いて、終わりにしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もとより、他国の侵略にどのように日本が対応するか、平和と独立を守るかと、その専門的集団が自衛隊でありますから、国民とともにある自衛隊、国民から信頼を受ける自衛隊のために、日々自己研さんと訓練を怠らない精強な集団であつてほしいと願っております。

○阿部正俊君 じゃ、終わります。

ありがとうございます。

○榊葉賀津也君 民主党・新緑風会の榊葉賀津也でございます。

総理、サミット、本当にお疲れさまでございまして。お疲れだと思えますけれども、国民が注目をしていて大変重要な法案ですので、是非明確な御答弁をお願いしたいと思います。

冷戦終結後、世界は安定に向かうどころかますます不安定の様相を呈してまいりました。とりわけ九・一一以降はそれが顕著だと思えます。実は、世界のほとんどの地域で紛争問題に苦しんだり、あるいはテロに脅かされているというのが現実な実なんだらうと思えます。あのアメリカ力さえも、あるときは冷戦構造におびえ、またあるときは無秩序なテロにおびえているというのが現実なんだらうと思えます。

こうした世界情勢を考えたときに、誤解を恐れずに申しますと、この日本だけが私ひとりわけ恵まれた環境にあつたのではないかとこのように実感を感じております。ある人はこれを平和とほげけと言います。ある人はこれを世界の常識がないとも言います。しかし、私は、ほげるほどの平和の環境にこの国があるということは、これは実はすばらしいことなんだらうと思えます。

問題なのは、その平和が当たり前だということに勘違いをしようということなんだらうと思えます。国家として一番大切なのは、国民を戦争に巻き込まないということだと思えます。そのためには、まず国として予防外交をきつちりとやっ

ていく、外交努力をしていく、そしてODAや信頼醸成でしつかりと外交を構築していくということなんだらうと思えます。他方、国民レベルにおいても、市民レベルのNGOや市民交流で、市民レベルの予防外交を続けていくということなんだらうと思えます。

しかし、と同時に、万が一、日本が武力攻撃を受けてしまった場合に、その被害を最小限に食い止めるということも政治の大きな、そして大切な責務だと私は考えています。ところが、これまで国を守る手段として自衛隊の活動が不可欠でございました。そのために、一見、憲法の平和主義とはそぐわないというような印象を与え、法整備が遅々として進んでこなかったという現実があるのかと思えます。しかし、平和を希求する世界の国々の中で自衛権を主張しない国はございません。社会主義国家であれ、永世中立国のあるスイスであれ、自衛権を認めております。自国の平和を守れないものが世界の平和に寄与することは私にはできないと思っております。こうした意味から私は、一連の有事法制は日本の憲法の平和主義に背くものではないと考えております。

では、なぜ国民の皆さんがこの法案に不安を感じてしまうのでしょうか。私は、国民が不安、国民が抱いている不安には二つあると思うんです。まず一つは、本来セットで出されるべき法案が一緒に提示されていない。すなわち、法律が未整備なために先が見えない。このことからくる不安がまず一つあると思うんです。そしてもう一つは、法律の組立てが非常に精緻なために、あるいは説明が足りないために国民に起こっている誤解、この誤解が起す不安があるんだらうということに感じております。

総理、本日はここで、この国民の皆さんが感じている二つの不安について、少しでも私が解消できたらというふうな考えておりますので、総理若しくは関係大臣のお言葉でしつかりと御答弁をいただきますしたいと思います。まず最初に、先が見えない、このことからくる不安について数点お伺いをしたいと思います。そもそも今回は、武力攻撃事態対処関連、関連の三法案だけで、いわゆる事態対処法案がセットで出てまいりませんでした。このことが国民に不安を与え、中には、政府が大枠だけを決めて、後は勝手に米軍に協力したり勝手なことをやるんじゃないかといった懸念が国民の中にあるんだらうというふうな思いがあります。まず、総理に、このように法案がセットに提出されなかった、このような法案の提出の仕方になつてしまったことについて、このことが国民の不安を高めている、そのことについて、政府は、総理はどのような御所見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 有事に関する法整備がもっと早くからなされていけば今言った不安は解消されていると思えます。有事の議論をするさえずりだつたでしょう。有事の備えをするという愛が来るんだと、備えあれば憂いなしという逆の考え方がかなり一般的だと思いますが、広く言われている。今でもそうですね、有事法案は戦争準備法案だということ、我々にはちよつと理解できないような。どの国にも、いざ侵略されたらどういった法的整備を取っていくかというのは外国では常識ですよ。ところが、日本はそういう有事を考慮することすら、これは戦争を起すんだ、巻き込まれるんだという考えは、またに根強い。だから、有事の法案を出すことさえもう大反対運動が起こつて今日までやつてこなかったわけでしょう。研究することすら国会に出ると批判が出る。

政治の一番大事な点は最悪の事態にいかにか備えるかを平和のときから考えなきゃならないということですが、それをかなり多くの国民が、最悪の事態を考慮するのは嫌だと、戦争が起ることさえ考えるのは嫌だという感情がまたに強い。だから、私は、今日、戦後五十年たつてもこの有事法制ができてきた。今回ようやく、野党の民主党も含めてようやく成立に向けて今審議が進んでいる。国家の安全保障について、いざ日本が侵略を受けたらどういった法制度の下に国民を保護する



か、安全を確保するか、独立を維持するかというのは本来もつと早くやっつけていなきゃならない問題だったんだと思います。早くやっつけていけば今言った心配なくなるんです。

この法ができれば、次の法は、国民の保護のためにどうするか、有事が起ったときには、更に米軍の協力をどうやって求めるのか、国民の基本的な人権、財産権をどうやって保護するのかというものはこれからは準備されていく、そういう一歩が、ようやく与野党合意の下に安全保障に対して認識が共有できたということは大きな前進だと私は評価しております。

○櫻葉賀津也君 それでは、具体的に不安について官房長官に二つお伺いしたいと思います。まず一つは、信教の自由についてお伺いしたいと思います。

国民が有事の際に懸念している基本的人権の担保についてお伺いするんですけども、民主党の提案により基本的人権が法案にきつちりと明記された、このことは私大きな前進だと思っております。しかし、憲法の十四条と十八条と十九条、そして二十一条が明記をされているのに、なぜ二十条の信教の自由が明記をされていないのかといったシンプルな疑問があります。九・一一後も、またイラク戦争でもアメリカ国内のイスラム教徒が差別をされたという事実がございました。日本でも、有事の際に特定の宗教を信じる方々が差別されるようなことがあつては決してならないと私は強く思っております。

官房長官、今日までの審議においてもこの信教の自由というものは再三議論になりました、保障されるという見解をちょうだいをいたしております。しかし、今後の国民保護法制においても、民主党要求の六項目同様、この信教の自由というのがきつちりと担保できるかどうか、官房長官に確認をしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) この武力攻撃事態におきましても、日本国憲法で保障しております基本的人権、これは最大限尊重されるということ

は、これはもう当然のことでございます。衆議院におきます修正後の法案第三条第四項の規定において入念的に規定をいたしたと、こういうようなことになっております。したがって、今御指摘の宗教の自由、信教の自由、これは最大限尊重される、当然のことでございます。

○櫻葉賀津也君 次に、災害との関連についてお伺いしたいと思います。

私は、先日、地方公聴会で原発を十五基有する福井県に行つてまいりました。私の地元の静岡県の浜岡町というところにも原子力発電所があるんですけれども、国民にはこの原子力発電所に対する不安が大きく存在しているというの事実、だと思っております。

しかし、現行法では、原発の操作ミスという、あくまでも原発側に過失があつた場合についての事故の想定しかしていないわけでございますけれども、今後、国民保護法制を含めた有事法制が整備されることによつて、武力攻撃によつて起こつた原子力発電所のトラブル、若しくは武力攻撃の原因となつて、直接でなくても、それに何らかの関係があつて起こつた原子力発電所のトラブルについてもこの法案できつちりと対処されるのかどうか。これも官房長官に確認をしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 原子力災害というのは、これは非常に大きな災害を、大規模な災害を及ぼす可能性がある、こういうことでございませぬので、この施設の安全を確保すると、これはもう極めて重要でございます。特に、武力攻撃事態においてこのことについて考えないわけにはいかな

い、こういうことであります。

国民の保護の法制におきまして、都道府県知事などが原子力施設の管理者に対し警備の強化等の安全確保のための措置を要請して、警察等がその支援を行うこと、また都道府県公安委員会等が立入り制限区域を設け、施設やその周辺への部外者の立入りを制限すること、またさらに必要に応じまして国が施設の管理者に対して危険防止のため

の原子炉の運転の停止など必要な措置を命ずると、こういうようなことを具体的に国民保護法制の体制の中で考えていきたいように思つております。また、放射性物質による汚染が生じた場合には、国が汚染の除去等必要な措置を講ずる、こういうふうなことも考えております。

今後検討いたします国民保護法制の中で、こういう点について十分な検討を加えてまいりたいというように思つております。

○櫻葉賀津也君 続いて、二つ目の、誤解に基づく不安と、このことについてお伺いしたいんですけれども、これは国民が素朴に抱いている疑問です。是非率直にお尋ねをしたいと思います。まず、官房長官、外部からの武力攻撃に際し、予測やおそれの段階では日本は武力行使をするこ

とではできないのですか。

○国務大臣(福田康夫君) 予測の段階では武力攻撃は、武力行使はできません、我が国は。

○櫻葉賀津也君 武力攻撃事態が発生したときに、憲法や国連憲章の第五十一条のこの自衛権の範囲内で、今、長官がおっしゃつた武力行使というものは行われると、そして日本の先制攻撃は決して許すものではないということをご確認をしたいと思いますけれども、長官の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) いわゆる先制攻撃というものは、これはできません。

○櫻葉賀津也君 防衛庁長官にお伺いします。自衛隊が、日本がこの法律を持つことによつてアメリカの戦争に巻き込まれるということがあるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) この法律によつて巻き込まれるということはないと、それは、周辺事態であり、予測事態であり、あるいは武力攻撃事態、その事態、事態において対応することはございませぬが、そのような形で巻き込まれるという

ような御懸念は無用でございます。

○櫻葉賀津也君 では、具体的に伺いたいと思

います。

さきの九・一一後のアフガニスタンへの空爆、そしてイラク攻撃というものは、よくアメリカの無法な戦争の代名詞にされるのがよくあります。では、もしその当時、日本がこの有事法制を所有していた場合、日本に有事法制が存在した場合、日本の取つた行動が異なつたこと、異なる可能性がありましたか。

○国務大臣(石破茂君) アメリカの行動の評価は別といたしまして、そのときにこの法制があつた

といたしまして、何ら変わつておりませぬ。

○櫻葉賀津也君 次に、武力攻撃事態の認定から対処基本方針が策定されるまでの経緯について若干お尋ねをしたいと思います。

事態の認定を行う場合、現実的には米軍の情報に基づいて判断するということが容易に想像できるわけでございますけれども、それゆえ、実際はアメリカに対する攻撃であつても、日本が照準になるという情報を与えられれば、これは結局、アメリカの戦争に日本が巻き込まれるのではないかと、この不安があるわけでございます。だからこそ、民主党は当初から、認定及び判断の根拠をきつちりと書き込むと、そのことによつてこれは担保していかうというふうな提案したと思うのですが、民主党の提案者の御意見を伺いたいと思

います。

ということが何よりも重要だと考えて、修正に盛り込んだところであります。

○櫻葉實津也君 その民主党の主張に対して、与党はどうしてこれ同意されなかったんでしようか。

○衆議院議員(久間章生君) 今おっしゃられましたように、認定をした前提となつたいろいろな事実がございまして、それに基づいて政府が認定するわけですけれども、国会が適切に判定するためには、やはりその事実が必要でございまして。しかしながら、根拠といえますと、それは主観的な要素が入りますから、前提となつた根拠というふうになりまして、根拠が根拠でないかという、そういう誤解も出てまいりますから、事実を述べることによつて、それで国会の方で判定してもらおうということにしたわけでありまして、そのところが両者のやり取りの中で若干意見が食い違いましたけれども、最終的には私どもに同調していただいたわけでありまして。

○櫻葉實津也君 私は、ですからそこで大事になつてくるのが、今度はシビリアンコントロール若しくは説明責任、情報公開といったことなんだろうというふうに思っています。

判断をした情報がどこから来たのか、どのような情報だったのか、若しくは安全保障会議で議論が、どのような議論をされたのか、シビリアンコントロールをきつちりと確保するために、この情報公開というものをきつちりと私は考えていく必要が今後あるんだろうというふうに思っています。これは要望をしておきます。

次に、引き続き関連して、民主党の提案者の渡辺議員にお伺いしたいんですけども、四党共同提案案というものが今回出されて、この民主党の主張がどのように入れられて、どのように法律が改善をされたのか、端的にお答えを、したいと思えます。

○衆議院議員(渡辺周君) まず、野党なのになぜこの法案に反対しないのかという意見も多々ございまして。しかし、私は、こういう国家国民に対す

る大きな法案については、とにかく賛成か反対かだけではなくて、やはり対案を作ったことによつて建設的な議論ができ、そしてその上でよりましなものに近づけたというふうに思っております。

今までの中で、認定の根拠となつた具体的事実、それから基本的な人権の保障、そして国会承認、特にこの武力攻撃を終わらせる、自分たちの要は戦争行為をどこで終わらせるかということをして国会の議決によつて対処措置の終了手続を書くことができた。結果的に、民主的な統制と、もう一つは、国民保護の色合いの強いものになつたんだらうと。ただ、完璧とは私どもも、まだまだこれから国民保護法制の部分でございまして。た、しかしそういう中で、我々は今回の議論を通じて非常に国民の保護の色彩の強いものを何とか作ることができた、そのように考えているところでございまして。

○櫻葉實津也君 この法案に対して、有事法制に対して、国民の中には何かいわれるもやもや感というものがなかなか払拭できないというのが現実なんだろうと思えます。

六月三日の同僚の佐藤雄平議員の質問にもございましたが、日本の安全保障とこの外交との関係が分かりにくいということもあるのかもしれない。しかし、憲法九条であるとか日米安保であるとかテロ特措法であるとか、この外交や安全保障関連の法律の整理も付いていないということもあるのかもしれない。そして、日本は平和憲法を持ちながら、なぜこの有事法制も持たなければいけないんだと。また、様々な法案も、とりわけ昨今のこの安全保障にかかわる法案は、外からのプレッシャーや有事が起こつて初めて慌てて法律を構築するというような印象もあるんだろうと思えます。

平和憲法がありながら、なぜ有事法制を持つのか、そのことについて、日本の外交と安全保障の関係についても真つすくな回答を内閣総理大臣小泉純一郎さんから、そして民主党の外交安保の責任者であります前原議員からお答えをしていただ

きたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 平和憲法があるから日本の独立と平和が守られるかということと、平和憲法があつたとしても、もし日本以外の外部の勢力が日本を侵略したり、あるいは侵害する意図を計画的に組織的に持ち、現実にもそのような勢力が日本にやつてきた場合どうするか。私は両立できると思えます。

日本は、平和憲法の下に専守防衛だと。諸国民の信義、公正、これに依拠して平和に徹するという考えも十分理解できますが、中には信頼できない国もあるかもしれない。あるいは、事によつて、日本が抵抗しない、侵略した場合には全部手を挙げて降参してくるんだらうたらば犠牲を伴わないで日本国を占領できるなど、日本国民の財産を奪うことができるという気持ちを持つてば、大した組織、準備も要らないで日本国民をじゅうり

りできると思わせない。

やはりそのような理不尽な侵害行為があつたらば、日本国民は身を挺して抵抗するんだという組織が自衛隊でありますから、それに対しては常に準備しておかなきゃならない。そういうことによつて、日本を侵害した場合には多大な犠牲を被ると、自分たちも、侵略勢力にとつても無傷では済まない、そういう準備をしておくことが侵略を抑止するために大事なわけだと私は思っております。

そういう点において、私は、平和憲法も大事でありますけれども、常に一朝事あるときに備えをしておく。しかも、その備え様については法律によつて、法治国家として法と正義に基づいて国民を保護しなきゃならない、国民の財産を守らなきゃならない、国民の基本的な人権を守らなきゃならない。法律がないから勝手に現場の指揮官で超法規的に法を無視してやればいんだということ

を考えますと、これは国民の財産権が奪われる場合もあるかもしれない、基本的な人権が侵害される場合もあるかもしれない。そういうことがあつてはならないから、法にのつとつて非常時において

も対処できるような整備をしておこうというのがこの有事の法案でありますから、また、その辺は是非とも国民に理解を得られるように今後も努力していかなきゃならないと思っております。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、この有事法制ができて、この法律というものは使われない法律にしなくてはいけないというふうにして、日本は決して戦争に巻き込まれない、ましてや戦争を起ささない、そういう意思を私はこの日本国から海外に伝え続けるということが極めて重要なことなんだろうというふうに思っています。

つまりは、平和憲法というのは、自らが侵略戦争を、当然侵さない、そしてまた専守防衛に徹する、その考え方の中で、しかし万々が一自分の国を攻撃されたときには、我々は主権国家を守るために法治国家として当然の法律を作り、それに基づいて粛々と行政が活動をする。その前提なのが私、有事法制だと思えますので、今御指摘をされたような平和憲法と有事法制というのは、内容が異なるもの、あるいは相反するものでは決まらな

いと、そういうことをまず申し上げたいと思えます。

その上で私は、その外交哲学ということでありますけれども、まず安全保障の面から申し上げますと、この有事法制にもかかわらず、あるいはちよつとかがい出そうとか、そういう国あるいは組織に対しては我々は毅然として実力組織をもってそれに対しては対応すると、そういう意思を持ち続ける、また、それで自衛隊というものがしつかりとそういう訓練をもつて、そしてまた、万々が一のとときに備えるという部隊であり続けるということ極めて重要だと思えます。

それと同時に、外交の面での努力というものを私はきつちりやつていかなければいけないんだらうと思えます。

この委員会でも私いろいろ議論を聞いています、有事法制だからということではなくて、日米

同盟関係に対して極めて危惧をしている人たちが一杯いると思うんですね。私は昨日、この場で別の方の委員の質問にお答えをいたしましたけれども、同盟関係というものはもう刃の剣だと。つまり、いいことばかりじゃなくて悪いこともある。つまりは、力の強い国と同盟関係を結んでいることは、日本にとつてプラスのこともあるけれどもマイナスのこともある。そのことをやはり国民にしっかりと示すということが私は必要なんだろうというふうに思います。

その上で、アメリカが今、私も民主党は、イラク攻撃については国際法の正義というものに照らし合わせてアメリカ、問題あるんじゃないかと、そういうことで反対を声高に申し上げてまいりました。国際協調、力の支配から法の支配へとこの戦後の世界の国際政治を持つていくために、同盟国である日本がもつと声を上げて、アメリカの無法なあるいは法的に疑義のある戦争に対してしっかりと物を言っていく。そういう姿勢を示すということが、私は、アメリカの戦争に巻き込まれるんじゃないかという疑念を払拭する大きな役割を果たすと思いますし、そういう努力をしっかりと行っていくべきだというふうに思います。

○櫻葉賀津也君 明快な答弁をありがとうございます。  
今、慌てて構築する法律というふうにおっしゃいました、私が申しました。そして、総理、実はこの慌てて構築していると思われている法律の中に、私は、今新聞で報道されているイラク新法というものがあるんじゃないかと思えます。  
エビアン・サミットでもイラクの復興について様々な議論がされたという報道を拝見いたしました。総理、この一体イラク新法というのはどのような法律なんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) イラク新法というのはまだ提出していません。イラク新法が必要かどうかというのをこれからよく意見を聞きながら検討しようという段階であつて、国連で

も、イラク復興のためには、国際社会、国連のメンバーはお互い協力してイラク復興のために持てる力を発揮しよう、協力しようという決議がなされておりますから、日本としては今後、日本の国力にふさわしい、イラク復興のために何が必要か、そういう点をよく協議して、現行法でできることと、あるいはイラク国民がこれからの国づくりに励むためには新法が必要かどうかというの、よく状況を見て、国際社会の責任ある一員としてどう支援、協力すべきかを考えながら今後検討していきたいと思えます。

○櫻葉賀津也君 そのとおりなんです。しかし、現実として、このイラク新法の話が有事法制に関する国民の心もやもや感というのを増長させているんですよ。  
そして、総理正におっしゃったように、イラク新法なんというのはまだ出ていない。にもかかわらず、自民党の山崎幹事長は、イラク新法を作るんだ、自衛隊をイラクへ送るんだと盛んにマスコミにおしゃべりになっていらつしやる。現場が、どのような今イラクに状態があるのか、そして、イラクを一体戦域と非戦域に分けることなんかにできるのか、仮に自衛隊を送った場合、武器使用の基準をこのままで本当に自衛隊を送ることができるのか、様々な問題は、現場をまず調べなきゃ分らない。にもかかわらず、政局や政治が先行してこのイラク新法の話が出てくる。

私は、イラクの復興支援に反対をしているのはありません。日本の貢献は大事でしょう。しかし、イラクの現状をしっかりと把握をする、そして日本のできることでできないことをきつちりと明確にする、このことが外交と日本の国際貢献についても必要なんだろうというふうに考えています。  
総理に御所見をお伺いしたいんですけども、時間がありませんので、この問題は、川口大臣、火曜日の外交防衛委員会で私きつちりと話めたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、私は、日本を万が一のときから守るこの法律を少しでも国民の皆さんに納得していただくと思ひまして、三つの提案を総理にさせていだきたいと思ひます。  
まず一つは、政府・与党の皆さんに是非政治的緊張感を持つて、危機感を持つて当たっていただきたいと思ひます。

今、北朝鮮状況が緊迫をして、盧武鉉大統領が近日来日をされる、そのような国際状況の中において、いかに国民を守るのかというこの法案を審議しているときに、先日の自民党の麻生政調会長の創氏改名発言なんというのはあり得ないはずであります。加えて、山崎幹事長の会期延長発言や、参議院のこの事態の特別委員会の議事日程までも発言するような、こういうことは、議院内閣制において、民主主義においてあつてはならない私はことだと思ひます。

そして最後に、小泉総理、あなた自身であります。五月二十六日の宮城県沖の地震が発生をいたしました。そのとき総理は、地震が来ているようだが自信を失つてはいけぬ、会場の皆様からしゃれを言つて笑いを取つていらつしやいました。総理は、恐らく、その場ではそのような笑いを取るつもりでおつしやつたのではないかもしれせん。しかし、問題は、国民がテレビを見て、総理が、百名以上の負傷者が出て、がけ崩れや火災が発生をして、新幹線という大動脈がストップをしている。この状況において、正に有事ですよ、このときに総理がしゃれを言つている、後ろの会場の方々がどやどやと笑つている、これは、私は国民に対して非常に不確かなメッセージを送るんだろうと思ひます。

そして、二つ目の私の提案が、是非、説明責任と情報公開に努力をしていただきたいということでありませぬ。  
私のところに、議論が十分尽くされていない、国民のサイドに立つた議論がされていないというメッセージがたくさん寄せられてまいりました。

しかし、現実には、本当に重箱の隅をつつくような議論をこの場によつてやつてまいりました。報道されない議論もありました。様々な細かい議論を党派を超えてやつてまいりました。  
アメリカではCSPANというチャンネルがあります。そして、いつでも国会の委員会室にも傍聴できる、テレビを通じて傍聴できる制度が構築されています。是非こういう制度を政府が牽引車となつて考えていただきたいというふうに思ひます。

そして、三つ目の私の提案は、国民の皆さんにお願いがあります。  
この有事法制は、国民が何かを強いられてトツブダウンで行うものでは決してありません。我々国民一人一人が平和や安全をきつちりと考えていく、そして、我々国民一人一人がどのようにこの日本の安全や世界の平和を考えていくか、そのことを、この委員会の場だけではなくて、地域や職場や家庭においても一人一人が議論をしていく、このことを私自身にも言い締めるために三つの提案をさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。  
既にこの委員会では五十時間を越える質疑をしております。そして、参考人や公述人の方々からも実に貴重な、有益な御意見を賜つたとおらえております。そして、我が国は、世界の中でドイツと並んで比較的精密な司法の体系を持つ、そしてまた裁判制度を持つという国柄である、この言われております。この日本国憲法の本質を守りながら、これからこのいわゆる有事に関する法体系を整備していくということは、世界にモデルがありませぬ。この日本で初めてこういう法体系に今挑もうとしているわけでありませぬ。そうした意味で、私はこの日本の様々な法体系の中で最も創造的な分野の一つであると、こう考えているわけでありませぬ。



今、イラクは復興の過程に入りました。国連決議におきましても、人道、復旧・復興の支援を加盟国はなすべしと、こういう決議もなされているわけであり、我が国としてもやるべき貢献と云うのはあると思いますが、総理、せつかくエビアン・サミットその他、外交日程をこなされてこられて、お疲れとは思いますが、直接御体験をされたお立場で、この安保理決議に基づいて、イラクへの今後の国際社会の在り方について何か突っ込んだ具体的な御議論はあったでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) このイラクの問題については、エビアン・サミット前は、国連決議をめぐり武力行使に関して安保理の理事会で意見が対立はしました。そういう中でエビアン・サミットを控えて、果たして国際協調体制ができるんだらうかと懸念がありましたけれども、始まる前に、イラク復興支援に対しては、国際社会がその国にふさわしい支援、協力をしようという決議が全会一致、シリアが棄権いたしましたけれども、今まで武力行使をめぐって対立した国も協力して全会一致でイラク復興支援に取り組みもうという、そういう決議がなされた後のエビアン・サミットでありましたから、懸念された対立の雰囲気ではなくて、過去のこと、過去のこと、未来志向で国際社会が協力してイラクの復興にどのような協力ができるかという認識を共有できたと思えます。

言われるような冷やかな会議とか、とげとげしい会議とは打って変わって、非常に各国が未来に向かつて、エビアン・サミットメンバーがどうやって協力していくか、また、国連の重要性をどのように認識していくかという建設的な議論が行われまして、日本としても、イラク復興支援の準備会合をしたらどうかという提案も国連で取り上げられて、国連主催によるイラク復興支援準備会合が開催されるような運びになりました。そういう点から、今後、このサミットのメンバーが、その国々の事情があるだろうけれども、その国の主権的判断によって、イラクの国づくりに、復興

支援に協力しようという共通の認識の下にこの会議を終えることができた。

ブッシュ大統領も、途中で退席して、全部の会合には出席できませんでしたが、そのことに對しても、これはイラクの以前から問題になっていた中東和平への積極的な努力、これに期待すると、また、その成功に向けて我々は協力しなされるべきでない、そういう意を込めて、ブッシュ大統領が中東に旅立つことを別に異議なく、むしろそれを支えようという雰囲気の下に中東和平への旅に向かったということであり、私は、今後国際協調、国連が中心になってこのイラクの復興に向けて努力をする状況になりましたので、日本も、日本としてそのような状況を踏まえながらどのような支援ができるかということを中心から考えていくことが、日本の外交として、日ごろから平和的的外交、日本というのはいやばい世界に必要だと、自分の国のことばかり考えていないなど、世界のために日本はどうしても必要だという外交努力をこれからも積極的に展開していくことが、日本の平和と独立を維持する意味においても極めて重要なことだと考えております。

○山口那津男君 是非これからはアメリカとヨーロッパをつなぐ調整役としての役目も期待申し上げます。質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。小泉純一郎総理大臣に御質問をいたします。まず、私が質問したいのは、アメリカの先制攻撃の問題でございます。

御承知のとおり、アメリカがイラクでの戦争を行いまして、世界や日本でも、アメリカが先制攻撃の戦略を取っている、こういう大変懸念の音が広がっております。今回の法案の関連でも、アメリカがこのアジア太平洋で先制攻撃の戦略発動するんじゃないか、これに日本が軍事的に協力、支援を行う、こういうことになって日本が戦争に巻き込まれていくんじゃないか、こういう懸念が高まっております。先ほどの同僚議員が語る述べ

られたことでも私は表れていると思えます。総理は、このアメリカの先制攻撃戦略の問題につきまして、我が党の市田忠義書記局長の本会議での質問に答えられまして、先制攻撃には加わらないと答弁された。これは大変、国連憲章上も先制攻撃を認められないわけですから、この点の点でも私はこれは明確なことだと思えます。

そこで、私、総理にお聞きしたいんですが、総理が先制攻撃に加わらないということは、たとえ周辺事態でアメリカが先制攻撃を発動した、こういう場合については、当然日本はこれに協力もしない、支持もしない、こういう態度であるということになると思えますが、この点、総理、いかがでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 周辺事態がどのような事態かは、状況は今の時点で判断はできませんが、日本は先制攻撃には加わりません。

○小泉親司君 総理はこれまで、先制攻撃ということに対しては、アメリカが先制攻撃という選択を残しているんだということを国会の場でも繰り返して御答弁をされております。この実際ブッシュ政権は、もう総理もよく御存じのように、国家安全保障戦略という国家の基本方針の中に、例えばテロ攻撃に対しては、武力行使を必ずやるというわけではないけれども、手をこまねいていてはならないんだと。つまり、先制攻撃という武力行使を発動する場面があるんだということを明確にしている。そうであるならば、アメリカがアジア太平洋地域の周辺事態でどこかの国を先制的に攻撃することが私は排除されていないと思えます。

ですから、私がお聞きしているのは、周辺事態でアメリカが先制攻撃をやる、こういうことも当然想定されるんじゃないですか。こういうことも当然政府としてどうなんだと、総理としてどう考えるんだと。これは私、総理が周辺事態がどうなるか分からないと、こういう私は答弁で逃げられるのはまたちよと違うんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そう決め付けるのはどうですか。アメリカは先制攻撃するんじゃないかと言っていないよ、あらゆる選択肢を残している、自国の安全のために、先制攻撃するという仮定の議論をするんだという前提で議論するからおかしくなっちゃうんですよ。

周辺事態がいかなるものなのか。日本は先制攻撃には加わらないし、第一、日本は武力行使しないんですよ。戦闘行為に加わらないんですよ。先制攻撃なんかしようがないじゃないですか。先制攻撃には加わりません。

○小泉親司君 私は、総理、そういうことを言っているんじゃないんですよ。アメリカが、実際に先制攻撃は国家安全保障会議の戦略の中で、米国は、国家安全保障に対する十分な脅威に対抗するため先制行動の選択肢を長く保持してきた。脅威が多いほど行動しない危険は大きく、たとえ敵が攻撃してくる時間と場所には不確かな部分が残っても、我々自身を守るために先制行動を取らざるを得なくなる。敵対勢力によるこのような敵意ある行動の機先を制したり、あるいは防ぐために、米国は必要であれば先制行動を起こす。こういうことをはっきり言っているんじゃないですか。

私がお聞きしているのは、アメリカの先制攻撃に日本が後方地域支援、言わば後方支援、これは私は、総理、何か誤解しているようですが、自衛隊が米軍と一緒に武力行使をやるということ、言っているんじゃないかと、実際にアメリカがアジア太平洋地域でやったら、日本がこれに兵たん支援をやる。例えばイラク戦争のように、多くの国々がアメリカのイラクの先制攻撃戦略に対して様々な兵たん支援やった、後方支援もやった。これは、日本の場合は後方地域支援ですが、そういう支援をやるということは、これは先制攻撃に加わることになるんじゃないかということ、言っているんですよ。その点で総理は、いや、どうなのかと。総理、今までお答えになつていないんですよ。総理がこの点お答えください。









じゃないかと思ひます。

総理は、これについては、国民の議論を見守りたいというふうには先般本会議で言っておられま  
す。しかし、これは国民の議論を見守る話じゃな  
いと思ひます。政治の決断で、政治がこのように  
考へるといふ案を作つて国民に提示する、これが  
必要だと思ひますけれども、総理大臣、どのよう  
に思われまか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今までも、自衛  
隊の海外派遣については、きちんと法律にのつ  
とつて派遣しているわけでありま。原理原則が  
ないという御批判は当たらないと思つておりま  
す。

と同時に、今、議員御指摘の、憲法と憲法の理  
念に合致する平和の定着のために自衛隊がどのよ  
うに海外で活動すべきかという議論はまた別にあ  
ると思ひます。そういう点について、何か国際社  
会で紛争が起こつたときに、その都度国際社会の  
要請にこたえて日本が自衛隊を出すべきか、ある  
いは出す必要がないかという議論をして、出す理  
由があつたらその事案に対して活動できる法案を  
作らうということよりも、平素から一つの基本理  
念の下に一定の法律を作つた方がいいんじゃない  
かという御議論だと思ひますが、それは私も十分  
理解できます。

国民の議論を見守りながらというのは、何もし  
ないということでもないと思ひます。国民の議論  
をまた十分に見守りながら、かつては平和維持活  
動、戦闘行為が終わつた後でも自衛隊を出すだけ  
でも大反対、大デモが起こつた時代があつたん  
です、日本でもです。それが今平和維持活動には  
自衛隊を送つてもいいじゃないかと、自衛隊活動  
を応援してもいいじゃないかとという国民的議論が  
なつていますから、こういう点については平素か  
ら安全、基本、基本、に対する基本理念を考えた  
方がいいじゃないかと。法整備も、一定の状況に  
おいてはいつでも平和活動のためには自衛隊の海  
外派遣も考へていいのではないかと御議論だ  
と思ひますが、その点については、国会での議論

を踏まえ、国民的な議論を見守りながら、政府と  
しては、必要とあらば、そういう時期も来ると判  
断すれば、そのときにまたやっぱり国会で議論し  
なきゃならない問題だと思つております。

○平野達男君 大変よく分かつたような、分から  
ないような答弁だと思ひます。

十二年前の湾岸戦争のとき、国連は武力行使容  
認決議を出しました。あのとき、自衛隊を派遣す  
るかどうかについても国民的な議論がございました  
が、反対という声でした。

テロ特措法、九・一一テロ事件、これは米国の  
自衛権の発動でした。自衛権の発動に対して何で  
自衛隊が行くんですかと、これに対する明確な答  
えがないままテロ特措法が決まつてしまつた。こ  
れはなし崩しの派遣じゃないかというふうな私  
ら思つています。

それから、今、総理もまだ今繰り返してやっぱり  
国民の議論、国民の議論と言いましたけれども、  
この原理原則を確立するというのは正に政治の責  
任だと思ひます。これを国民の議論に、同じこと  
を言ひますけれども、待つということではなく  
て、今こういうふうな今までの経験を積み重ねて  
きています。この経験の上に基本法をやつぱり  
しつかり作る、これが大事だということをもう一  
度申し上げておきたいと思ひます。

さらに、もう一つ言へば、集団的自衛権あるけ  
れども、これ行使しない、武力行使と一体となる  
ような行動はしないんだと言つていますが、これ  
をねじ曲げてねじ曲げて解釈して、後方地域なる  
ものを設定して、そこで輸送をやつていけるのが今  
の法体系です。これは私は、いろんな議論がござ  
いますけれども、かなり無理をしていける。兵たん  
を武力行使と一体としないなんていう、こんな話  
が世界のどこかの常識に通じるんでしょうか。こ  
ういったことも放置しておけないと思ひます。本  
当に今、日本が何をやるか、あるべき姿をどう持  
ていくか、これをやはり政治の主導でしつかり構  
築して、その考え方を示す時期に来ていてという  
ことも併せて申し上げておきたいと思ひます。

それから、次の質問に移りますが、今回の法律  
は、これはプログラム法という性格もあります。  
国民保護法を始め、これはこれから官房長官が中  
心となつていろいろ整備を進めるといふことにな  
つております。しかし、この議論の中で、今回  
の委員会の議論の中で、この法制以外にもい  
ろいろな整備をしなければならぬようなことが  
出てきたというふうな思つております。

その一つが自衛隊の行動規則、ROEという  
これは石破長官からのお話にございました。これ  
は、今鋭意やつていられるというお話にございま  
したけれども、私は正直言つて、これは私の勉強不  
足もあつたかもしれませんが、こういうことがまだ  
決まつていなかったというのにはちよつと意外でし  
た。自衛隊を派遣してどういふ考へ方で行動する  
か、それが決まつていない、こういう形で自衛隊  
が動けるんだらうかということでありま。

特に自衛隊が想定しなくちゃならないのは、こ  
れはどこの砂漠地帯に行つて戦闘行為するのと  
違ひます。国内の中で、これは大変つらいこと  
ですけれども、場合によつたらその中に逃げ遅れた  
国民もいるかもしれない、そういうことを想定し  
て自衛隊はいろいろ考へなければならぬ。そう  
いつた中で、本当に自衛隊がどういふふうな行動  
するか、これをやつぱりしつかり構築しなければ  
ならないと思ひますし、総理大臣は、内閣総理大  
臣であると同時に、先ほど言ひましたように、自  
衛隊の最高指揮官であります。

こういつたことの整備の必要性、これは石破長  
官は熱っぽく、これは必ずやりますといふこと  
で、しつかりやりますといふことを答へられてお  
りましたけれども、最高指揮官たる総理大臣、そ  
の整備の必要性についての考へ方をここで聞か  
せたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) ROEの件は先生から御  
提起をいただきました。今後、私も鋭意進め  
てまいりたいと思ひます。  
それは、委員が質問の中でもかつておつしやい  
ましたように、それぞれの判断は確かに現場現場  
で行うものでございませぬ。しかし、それは最高指  
揮官たる内閣総理大臣を頂点といたしまして、個人  
の判断というふうには評価をされるものではござい  
ませぬ。総理を頂点といたしまして、一体の指揮命令  
系統の中で行つて。ですから、そこでだれが何を  
行つかということもきちんとするためにルール・オ  
ブ・エンゲージメントが必要なのだといふこと  
でございませぬ。

これを一刻も早く整備すべく、更に作業に拍車  
を掛けてまいりたい、かように思つております。

○平野達男君 それと併せて、これは対策本  
部の役割になるかどうか分りませぬ。こ  
ういつた有事になりますと、すべてが対策本部で決定し  
てものが下されるわけでは、決定してものが動く  
わけではない。特に、現場現場の判断がどうして  
も優先されると思ひます。

先ほどのROEは自衛隊の行動規則といふこと  
で、自衛隊がどのように動くかといふことな  
りますが、という規則だつたと思つたんですが、併  
せて、内閣なり対策本部が、どこからどこまでは対  
策本部、あるいは内閣で決定をしますと、どこか  
らどこまではどういふ方々にこれだけの権限を預  
けま、責任分担をします、こういつた言わば内  
閣案あるいは対策本部の行動規則といつたものの  
整備が、私もやはり併せて必要じゃないかと思  
うんです。

これは総理にお聞きしたいんですが、官房長官  
でも結構でございますので、どうぞよろしくお願  
いします。総理、よろしくお願ひします。時間  
がないのでよろしくお願ひします。有事のときにこ  
んなことでやり合ひなんしかしてたら駄目ですよ。  
しつかり答へてくだされい。

○国務大臣(福田康夫君) ごめんなさい。ちよつ  
と私ほかのことを考へておりましたので、質問の  
趣旨が分からなかつたので、それで今聞いてお  
つたのでございませぬ。そういうことありますよ  
はい。  
この有事の場合において、内閣における行動基

準、これ、行動基準ということですね。これは先般来、ずっと答弁もさせていただいておりますけれども、具体的にどういうふうにするか、これはいろいろ場面が想定できるわけでございます。そういうことについては、今後十分に検討させていただきたいと思っております。

○委員長(山崎正昭君) 答弁者に申し上げます。時間がございませんので、的確に答弁願います。

○平野達男君 これは通告として総理にお願いしていただきましたので、官房長官もちよつとびつくりされたかもしませんが、是非、この面の整備も必要だと思っております。しっかりとした整備をお願いしたいというふうに思います。

実は私、今週の日曜日、岩手県の陸上自衛隊駐屯地、これは滝沢というところにあるんですが、その四十六周年の記念式典に行つてまいりました。日ごろの演習ということでデモンストレーションをちよつと見させていただきまして、整然とやつている姿に私なりに感銘を受けました。

ただ、同時にふつと思ひましたのは、先ほど言いましたように、有事のときに、武力攻撃事態のときに自衛隊はどういう状況で行動するんだろとかといったときに、そこには家があつて、そこにあるいは逃げ遅れた人がいて、大変非常に厳しい状況の中で行動しなくてはならない。その一方で、訓練は、岩手県の場合は若手山ろくでございまして、何もない原野でやっております。訓練だからこれはしようがないことなんです、そういった状況の中で本当に有効に対応ができるんだろとかというわずかながら不安を持ちました。

しかし、かといつて、民家のあるところで訓練をしろよということ、こんなことはできません。恐らくこれを、この懸念を少しでも払拭するために、やはり自衛隊と地方公共団体との日ごろからの意思疎通、交流ということが必要かと思うんですが、防衛庁長官にその辺の対応について、簡単でいいですから、結構でございますので。  
○國務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりでございます。自衛隊と地方公共団体のみならず、警察

や海上保安庁や、あるいは国土交通省や有事のときに関連するいろんな団体が、有事になつて初めて議論するとかそんなことではいけませんので、日ごろからの連携が必要であります。

是非、岩手県におきましても今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

○平野達男君 岩手県民もきつちり聞いたと思ひます。

そこで、翻つて今回の法制を考えますと、先ほど私が言いましたように、この武力攻撃事態というのは大変もう想像もしたくないような事態を想定してやつぱり作つていようと思ひます。これは、前原議員がもういみじくも、しかもしっかりとと言われましたように、法律は作つても作動しないような状況を作らなくちゃならない、全くそのとおりだと思ひます。

総理は、備えあれば憂いなしというふうにおつしやいましたけれども、本当の備えというのは平時からで、しかもそれは外交あるいは平和協力、そういつたことが本當の備えだと思ひますし、備えを、その備えをしつかりすることが本當の憂いなしという状況につながるのではないかと、いふふうに思ひます。ここに併せて、私もこの法案の成立を契機に、もう一度やはり平和外交の大事なんだよ、これこそ最大の責務だよということを確認しなければならぬと思ひます。

さらに、そうはいつても、やはり非常事態に備えたいろんな体制整備、法律整備、これは必要であります。それをやるのは政府・与党の責任であります。いずれ政権交代が起きると思ひます。起さなければなりません。そのときに、我々が内閣に行つたときに、前の与党・政府が必要なものだけだけしつかりしていないかということがないようにしつかりとした整備をするようお願い申し上げます。

○田英夫君 私が最後の質問者の方でありますから、この法案と基本である憲法とのかわりについて考えてみたいと思ひます。日本は戦争

はしないと、軍隊を持たないということを明確に規定をしている。そして、その憲法の前文の中に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と、こう書いてあります。これが言わば第九条の基になる日本の姿勢の基本であると思ひます。つまり、世界の国々を信頼して戦争はしないし軍隊も持たないんだと、こういう決意をしたわけです。

ところが、今回の法案は、ずばり言つて戦争状態になつたときに、あるいは予測されるときにどうするかという話です。戦争をしない国がこういう法律を持つ必要があるのかどうか。

総理は、五月二十日の同僚議員の質問に対して、外国の侵略あるいは危険な勢力が日本国民に侵害しようとするときには断固たる決意を持つて抵抗するぞ、戦うぞという決意を形にしたものが自衛隊だと私は思つていまして言われていた。これ、憲法と矛盾しませんか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは戦後何回も議論されてきたことではありますが、自衛権を日本憲法は否定してはいないと思ひます。今でも自衛隊が憲法違反だと言つていられるのは承知しております。しかし、それはもう決着が付いているのではないかと。そういう意見はありますが、自衛隊は憲法違反ではないというのが大方の国民の理解だと思つております。

でありますから、日本としては、日本が侵略を受けた場合、侵害を受けた場合には、戦う決意を持つていられるんだと、それを形に表したのが自衛隊である。日本を侵略しようとする勢力に対して、日本は無抵抗で白旗を掲げて、はい降参しまつて、どうぞ人権でも財産でもどうぞ侵害してくださいというわけにはいかぬと。侵略する勢力に対しては日本は激しく抵抗する、そういう決意を持つていられる。その存在が自衛隊であると。だからこそ、侵略する勢力に対しては、日本を侵略する場合に多大の犠牲を覚悟しなげやならない、日本だけでは不十分だからアメリカと安保条約を結

んで、日本はアメリカとともにそういう侵略勢力に対しては断固として戦う、そういう存在が自衛隊であるということを示したわけでありまして、私は今の日本の憲法は自衛隊を否定するとは思つておりません。合憲だと思つております。

○田英夫君 ところが、総理は同じ日の同じ方に対する答弁の中で、私は、自衛隊というのが将来やはり我が国の平和と独立を守る軍隊であるということが正々堂々と見えるように、将来はやはり憲法を改正するというのが望ましいという気持ちを持つておりますということを言つておられる。私も、長いこと国会におりますけれども、歴代の総理大臣で憲法改正をこれほどはつきり言われた方を私は記憶していません。本當に今言われたことと、このこととどつちが本音かというふうに思ひたいのですが。

同時に、先ほど阿部さんが配つてくださった「自衛官の心がまよふ」というのを私も初めて拝読しました。この中に憲法ということは一言も書いていない。これは私には驚きであります。

同時に、総理は、やはり同じ日の答弁の中で、こういうことを言つておられるんですね。つまり、ああいう憲法ができて、そして戦争をしないということを決めた、そして自衛隊というものにいろいろ批判があるということの中で、特攻隊というふうな、若き青年たちに非情な要求をしてあのような貴重な命を散らした、これはやはり軍隊を持つたからだという、軍隊に対する反感が他の国よりも非常に強いんだ、こういうことも言つておられる。

正にその特攻隊の体験をした私からすれば、その貴重な体験、あるいは広島、長崎、各地の空襲で亡くなつた人、方々のその無念の思い、尊厳性というものを、その結果が、先ほど申し上げた外国諸国民のことを信頼して、日本はもう戦争しない、軍隊も持たない、そういう決意をしたんで、だんだん戦争体験者が少なくなつてきた。そういう中で、もうそろそろ憲法改正していいじゃない

という中で、もうそろそろ憲法改正していいじゃない

かというような気持ちで総理を始め皆さんの中にあるとすれば、私は死ぬわけにいかない。いつまでも生きていかなきゃいけませんよ。この戦争体験者の、そしてまた戦争犠牲者の貴重な体験というものを、そしてまた大事にしていきたい。いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 憲法についての議論は、今までも様々なされておりましたし、現在、国会でも憲法調査会で議論をされております。自由民主党も結党以来、自主憲法制定というのを党是にしております。

自衛隊がなく、いかなる戦力も保持しない、非武装だから平和が守れるんだ、独立が守れるんだという考え方もあるのは承知しております。しかし、そういう考え方には私は同調できません。諸国民の公正と信義に信頼して、日本は武力を持たない、自衛隊を持たない、いざ侵略勢力があつたら何も戦わないで降参しますということが相手への侵略を防げるかとは思っておりません。

諸国民の公正と信義、その公正と信義のない国もあるのも過去の歴史が証明しております。つい最近、イラクもクウェートを侵略しましたね。あるいは様々な国々はこの歴史の中で何回も侵略を繰り返して、戦争、紛争を繰り返しております。だから、日本だけが戦力を持たない、自衛隊を持たない、軍隊を持たなければ相手も安心して何もしないというのには余りにも危険ではないでしょうか。

私は、実験が利かないんです、これ。一度侵略されちゃったら、後どうもできない。かつてのソ連の後の圧制に苦しんだ国々がどれだけあったか。ソ連が今ロシアに変わって民主主義みたいな政界、政体が変わろうとしているのは私も歓迎しておりますが、一たび全体主義、独裁主義に羽交い締めされた国がどれほど自由を失ってきたか。こういうことを見ると、私は単なる奴隷の平和じゃなくて、平和であつたらやっぱり自由に基本的人権を謳歌しながら日本の平和と独立を維持しなきゃならない。戦争は嫌だ、侵略された方がいい。確かに戦争をしなければ侵略されて、その国

の独裁に任せれば戦争は起こらないかもしれない。それだつたらもう奴隷の平和です。私は奴隷の平和は選ばない。やはり平素から日本の平和と独立を侵そうとする勢力に対しては断固たる決意を持って抵抗する、その備えがあつて初めて戦争は防げるんじゃないでしょうか。

○田英夫君 全くあの戦争犠牲者たちの願いが分かつていない、その尊さが分かつていないと思ひますよ。

確かに、残念ながら人間は戦争を本能のようにしてきた。人間の歴史は戦争の歴史です。しかし、ここで違つて、核兵器というものが、原子爆弾というものができた以上、もう戦争に対する考え方を変えなければならぬというのが幣原さんの考え方だつたということもこの前申し上げました。ここで変えなかつたら、特に日本が世界の先頭に、人類の先頭に立つて変えなければならぬということも皆さん大事にしていきたいということも重ねて申し上げて、終わります。

○委員長(山崎正昭君) 総理大臣、御退席ください。結構でございます。

○委員長(山崎正昭君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、田村耕太郎君が委員を辞任され、その補欠として大仁田厚君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) お諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、以上をもつて質疑を終局することに賛成の方の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕  
○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、

三案の質疑は終局することに決定いたしました。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○小泉親司君 私は、日本共産党を代表して、武力攻撃事態法等有事三法案に対し反対の討論を行います。

まず指摘したいことは、審議が極めて不十分であるということであり、

私たちは、この法案が二十一世紀の日本にとつて極めて重大であることから、中央公聴会の開催を含めて徹底審議を要求してまいりました。しかも、政府が、法案の中心の問題である対米支援の内容、地方公共団体や指定公共機関の協力の内容、こうした問題を説明した下で、未解明な問題がいまだ山積しております。こういう状況にもかかわらず、与党三党と民主党などが審議を打ち切り、採決を強行することは、国会の責任を放棄する暴挙と言わなければなりません。

政府はこの法案が日本有事に備えるためのものだと言つてきましたが、実際には、米軍とともに攻める備えのための法案であることは明らかであります。米軍が海外で先制攻撃の戦争を引き起こした際に、対米支援に当たつて自衛隊が武力攻撃されれば武力を行使する、これが法案の本質であります。

当委員会で、我が党の質疑でも、戦闘地域には行かない、武力行使はしないという周辺事態法の制約を取り払つて、米軍の武力行使と一体となつて、自衛隊が海外での武力行使を、武力を行使することに道を開くことが明らかとなりました。

さらに、地方自治体や指定公共機関に、アメリカの戦争への協力を強制することが明らかとなりました。我が党の追及に、政府は、今後検討される対米支援法制の中で協力の強制が含まれることを認めました。日本に対する武力攻撃が発生しない段階でも、武力攻撃予測事態と政府が認定すれば、地方自治体や指定公共機関を戦争協力に強制的に動員する仕組みとなつていことは今や

明白であります。

基本的な人権の問題でも、与党と民主党の修正案が最大限に尊重するとうたつてみても、集会、デモなどの基本的な人権は制約されるとの政府答弁を変更させるものではありません。しかも、対米支援の内容もどうなるか分からない、地方公共団体や指定公共機関の支援内容も示さないというのでは何の保証にもならないのであります。

政府が国民に協力を強制する相手となる米軍は、イラクでの戦争でも明らかのように、国際法違反の無法な先制攻撃の戦争を国家戦略の基本としております。しかも、この先制攻撃戦略の矛先はアジア諸国にも向けられているのであります。こんな無法な戦争に国民を協力させるために強制動員するなど、絶対に認めるわけにはいかないものであります。

日本は、戦後、憲法九条の下で戦争をしない平和国家の道を歩んできました。しかし、この有事三法案は、この憲法九条をじゅうりんし、戦争に備える国、戦争をする国に変えるものであります。厳しく非難されるのは当然であります。今アジア諸国で、日本が過去の侵略戦争の歴史を再び繰り返すのではないかとこの憂慮の音が広がつていのも当然であります。

我が党は、有事三法案の発動を許さず、今後検討するとされている米軍支援法制などの成立を許さないために、断固として戦い抜く決意を表明し、反対の討論を終わります。

○池口修次君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案等三法案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

民主党は、政府より提出された当初の法案では、基本的人権に係る規定があいまいであること、対処基本方針に係る民主的統制が不十分であること、国民保護法制の整備がなされていないことなど、幾つかの不備な点があることを明確にし、衆議院の審議において、その対案として緊急

事態における基本法案と武力攻撃事態対処法案への修正案を提出しました。

その上で、我が国の安全保障の根幹にかかわる極めて重要な法案に対して、与野党が一致して対処すべきことが望ましいとの判断から、与野党との修正協議に臨み、基本的人権の尊重、国会の議決に対する対処措置の終了、国民への情報提供、国民保護法制整備までの間、一部措置の施行凍結、事態認定の前提となった事実の明記等、民主党の主張を大幅に反映する修正をすることができました。

この点につきましては、参考人質疑におきましても、参考人の方々より高い評価をいただいたところであります。

また、本委員会での審議においては、良識の府である参議院としての国民の立場に立ち、より適切で効果的な法律内容とすべく、誠実にかつ真摯に取り組んでまいりました。その結果、衆議院の審議で懸案となっていた指定公共機関の指定における日本赤十字社や民間放送事業者の扱い等で一定の前進も見られました。

民主党は結党以来、緊急事態に際する対処に当たって、民主的統制と基本的人権を確保しつつ、国民の生命、身体、財産を保護するために、緊急事態法制の整備が必要としてきました。その観点からも、今回、与野党が垣根を越えて安全保障政策の議論を進め、我が国の安全を守るための法整備を大きく前進させたことは、国民に約束された政治の責務を果たすことができたと考えております。

最後に、今後、政府・与野党においては、与野党合意に基づき、速やかに危機管理庁を含む組織の在り方を検討すること、緊急事態基本法の検討とその結果に基づき、速やかに必要な措置を取ること、基本的人権の明記は国民保護法制で措置すること等を実現する重大な責務があるとともに、我々民主党には、その主張を実現するために全力で取り組んでいく責務があることを確認して、私の賛成討論を終わります。

○田英夫君 私、社会民主党・護憲連合を代表して、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案の三法案、与野三党及び民主党による修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

日本は悲惨な戦争を体験しました。多くの戦争犠牲者の死を無駄にしないためにも、誤りは二度と繰り返さないとの決意を固め、二度と再び戦争をしないこと、軍隊を持たないことを憲法で定めました。これまで有事法制を持たなかったのは、武力による対応という選択肢を自ら封じた証明であつたと思えます。今回の有事法制は、この日本の平和国家、不戦の国との決意に背くものであり、絶対に反対であります。

この有事法制を持つことは、近隣諸国に日本の過去の誤りを想起させ、いたずらに緊張を激化させるばかりでなく、現実にはアメリカの軍事行動に追随し、これを支援することにつながります。また、有事法制は、自衛隊の行動のために国民生活を規制し、国民に戦争協力を義務付け、基本的人権を制限し、地方自治体の主体性を奪うものであり、日本国憲法の基本理念を突き崩すものであり、許せません。

今こそ、日本は改めて過去の誤りを反省し、また、広島、長崎の悲惨な被爆体験を想起し、平和憲法の理念である平和主義、民主主義を守り抜くべきであることを訴えて、反対討論を終わります。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の平野達男でございます。

私は、三法案に賛成の立場から討論を行います。国民の生命、財産、自由、人権、文化を守り、国民生活を発展させることは国家最大の責務であります。特に、国民生活を根底から覆すような武力攻撃、テロ、自然災害などの非常事態が生じた際には、政府はすべてに優先して迅速かつ的確に対応し、国民の生命、財産等を守らなければなりません。このため、非常事態への対処のための法的枠組みと、国、地方公共団体、地域が相互に連携し、しっかりとした態勢の整備を図ることが必要

要であります。

本三法案は、専ら対象を武力攻撃事態に限定し、他の非常事態への対処法や国民保護法などが先送りされたこと、さらには、自由党が強く主張する自衛隊の行動原理を明確化した安全保障法といった基本法の整備についても先送りされたことなど、十分というにはまだまだ距離がある法案となっております。

しかしながら、本法案は、当初の政府案に対し、民主党が与野側と粘り強く協議した結果、緊急事態に係る基本法案の早急な検討、国民保護法の一年以内の整備、国会の議決に係る事態対処措置の終了手続追加など、評価すべき修正がなされた法案であり、国家の緊急事態対処法や、あるべき態勢整備の第一歩として賛成するものであります。

今後、プログラム法でもある本法案に基づき、必要な検討、整備が確実に実施されることともに、これ以外にも自衛隊が地域住民の安全を確保しつつ迅速な行動ができるような行動の基準作りを始め、武力攻撃事態の対処に必要な不可欠な態勢整備を早急に行うよう強く要望するものであります。

なお、あわせて、我が国の安全保障のために、個別的であれ、集団的であれ、自衛権は権力抑制的に行使する。日米安保体制を堅持し、その信頼性を高める。国連の平和維持活動には積極的に参加するとの三原則を明示した安全保障の原則を確立し、これに基づく自衛隊の行動原則を明確にすること、また武力攻撃、テロ、自然災害等のあらゆる非常事態に対応する原則と制度の早急な確立を強く求めるものであります。

最後に、本法案が発動することがない状況を持来にわたって作り続けることに平素から最大限の努力をすることこそが最大の備えであると申し上げ、私の賛成討論といたします。

○委員長(山崎正昭君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、川橋君から発言を求められておりますので、これを許します。川橋幸子君。

○川橋幸子君 私は、ただいま可決されました安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、国家のあらゆる緊急事態に対処するための態勢を整備することは極めて重要である。そのため、武

力攻撃事態対処法に基づく事態対処法制の整備を早急に進める必要がある。一方で、これらの法制は、国民の自由と権利とも大きく関係を有していることから、その整備や運用に当たっては、国民の基本的な人権を最大限尊重することが必要である。

こうしたことを踏まえ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、当委員会としては、標記の三法案の審議を踏まえ、今後の事態対処法制の整備に当たり、次の諸点が特に重要であると確認した。政府はこれらに誠実に対応すること。

1 国民の保護のための法制の整備に当たっては、同法制が国民の権利及び義務とも深い関係を有することにかんがみ、すべての国務大臣(内閣総理大臣を除く。)で構成する国民保護法制整備本部を活用し、地方公共団体や関係する民間機関を始めとして広く国民の意見を求めること。

2 日本赤十字社に関しては、日本赤十字社が赤十字に関する諸条約等の諸原則にのっとり活動するものであることにかんがみ、その自主性、公平性及び中立性を十分尊重して対処措置の内容を規定すること。

3 放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること。

4 国民の保護のための法制の整備については、武力攻撃事態における国民の生命、身体及び財産の保護が極めて重要であることから、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。

二、政府は、標記の三法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すこと。

1 武力攻撃事態その他の緊急事態にあつては、国会及び国民に対し、正確かつ十分な情報の提供に努めること。

2 我が国及び国民の平和と安全に現実の脅威となつてきているテロ・不審船等の新たな脅威に対処できる態勢の整備を強力に推進し、国家の緊急事態への対処に万全を期すこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(山崎正昭君) ただいま川橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、川橋君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官及び石破防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいゆる武力攻撃事態対処関連三法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。

○委員長(山崎正昭君) 石破防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) ただいま御決議のありましたいゆる武力攻撃事態対処関連三法案に対する附帯決議につきましては、防衛庁といたしましても、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。

○委員長(山崎正昭君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会



第三十部

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号

平成十五年六月五日

【参議院】

平成十五年六月十二日印刷

平成十五年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K